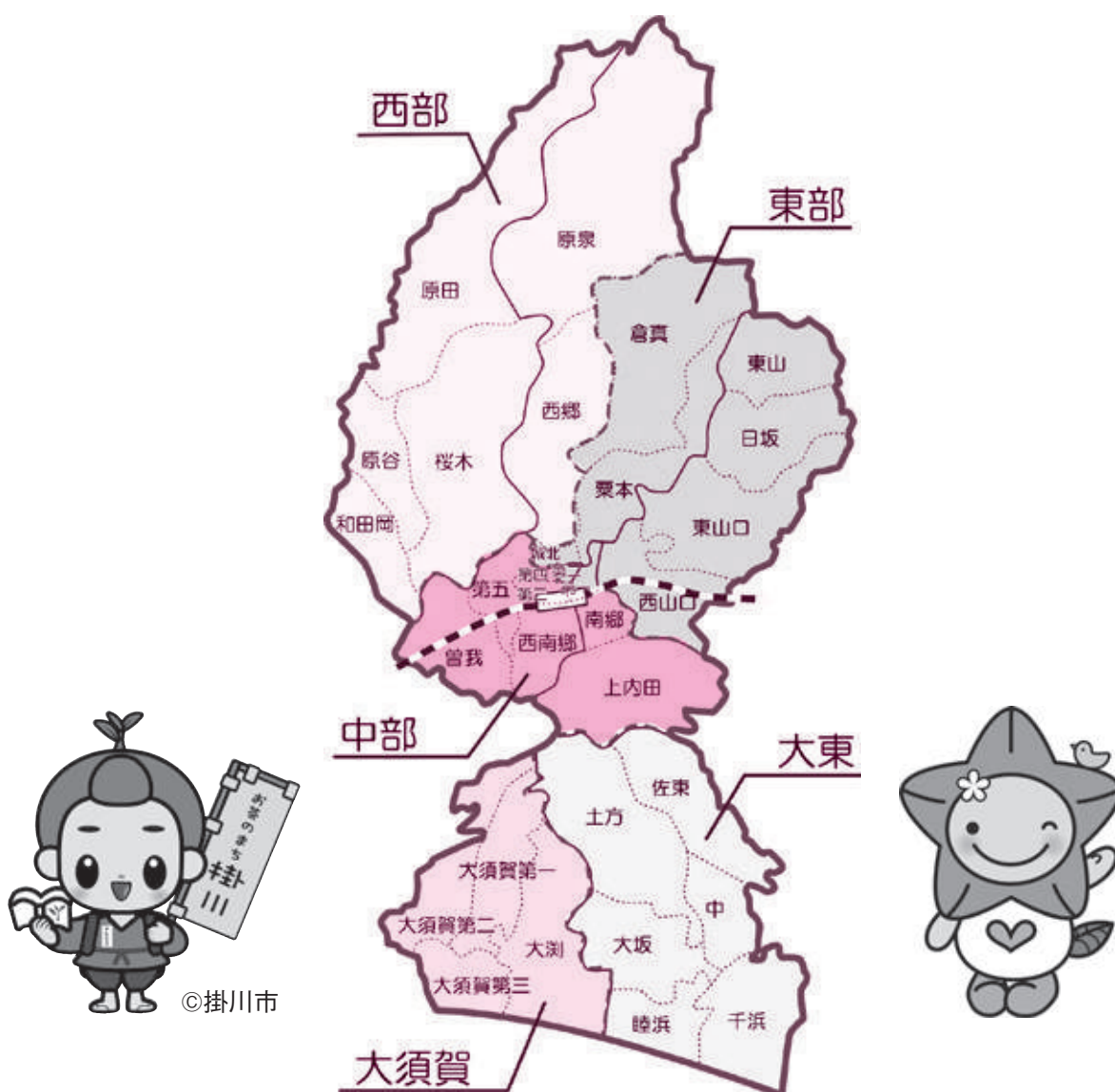


† 掛川市 第三次地域福祉計画・地域福祉活動計画 †

# スマイルプラン かけがわ21



H28.4.1~H33. 3. 31

掛川市

掛川市社会福祉協議会



みんなの幸せをつなぐ福祉のまちづくり



## 第三次

掛 川 市 地 域 福 祉 計 画

掛川市社会福祉協議会 地域福祉活動計画

# スマイルプラン かけがわ21





## はじめに

急速に進む人口減少、世界に類を見ない超少子高齢化の進展、国内経済の低迷による生活困窮者の急増や格差問題など、私たちを取り巻く社会環境は、複雑・多様化しています。地域においては、核家族化による家族形態の変化、連帯意識の希薄化などを起因とする福祉課題が、深刻さを増しつつあります。

このような中、誰もが健康で安心して、心豊かに暮らすことができる地域社会の実現のため、福祉施策の充実と市民一人ひとりが地域福祉の推進に積極的に参加することが望まれています。

このたび、掛川市では、地域ですべての人がお互いの人権や価値観を尊重し、「みんなの幸せをつなぐ福祉のまちづくり」の実現を目指して、第三次掛川市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定しました。

第二次計画では、社会情勢や地域の状況の変化に対応するため、一般市民アンケートをはじめ、地域福祉実践地区連絡会での協議、そして策定委員会での検討を経て、計画が策定されました。

第二次計画の策定後、5年が経過し、この間、「協働によるまちづくり推進条例」が施行され、平成28年度から各地区で地区まちづくり協議会がスタートします。在宅の総合支援を行い、地域福祉の拠点でもある「ふくしあ」が市内全域で開設され、医療、保健、福祉、介護を総合的に支援する取り組みが進められるなど、地域を取り巻く状況が大きく変化しているため、今回、計画の見直しをすることといたしました。

計画策定にあたり、策定委員会での検討は、もちろんのこと、一般市民や関係団体によるアンケート、各地区での福祉懇談会、地区福祉協議会連絡会においても協議をしていただいた中、本計画がまとめられました。

この計画は、地域の様々な生活課題を地域住民、社会福祉協議会、そして行政が協働して解決していく地域福祉を進める上での指針を示すものとなっています。

今後も、この計画をもとに市民のみなさまと共に協働による取り組みを進め、「希望がみえるまち」「誰もが住みたくなるまち」掛川の実現を目指してまいります。

終わりに、計画策定にあたりまして、掛川市地域福祉計画・掛川市地域福祉活動計画策定委員会委員の皆様をはじめ、各地区の福祉協議会、関係団体等、ご協力いただいた多くの市民のみなさまに、心からお礼申し上げます。

平成28年3月

掛川市長 松井三郎

---

掛川市が合併して10年がたちました。この間、地域福祉活動は、第一次・第二次「スマイルプランかけがわ21」を基礎として着実に積み上げられております。地区では、地区福祉協議会全地区設置による推進基盤の確立や、小地域福祉ネットワーク、ふれあいいきいきサロンを始め、地域住民によるさまざまな実践活動が展開されています。また、ボランティアグループや各種団体・機関により、熱心なボランティア活動や福祉教育活動に取り組まれておりますことを大変うれしく、心強く思っております。

あわせて福祉施策では、住民の安全・安心を守るため「ふくしあ」の設置や「希望の丘」の整備などの基盤整備とともに、「まちづくり基本条例」を制定し、住民主体の活動推進体制を進めております。

皆様も承知のように、人口減少化や少子高齢化を始め、コミュニティの弱体化や厳しい経済情勢など山積する社会課題の中、福祉の分野でも、認知症高齢者の増加を始め、「ごみ屋敷」「ひきこもり」「貧困の連鎖」等の言葉に代表される、これまでの福祉制度では対応できない新たな福祉課題も表面化されてまいりました。

このような状況の中で、掛川市社会福祉協議会は掛川市と共に、第三次地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定いたしました。社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、行政や民間事業者では手の出しにくい「はざ間」の課題に積極的に取り組み、地域や各種団体、専門機関と協働して「明日が見える福祉」「住民が主役となる福祉のまちづくり」を進めてまいります。

結びに、本計画策定にお力添えいただきました策定委員会委員の皆様を始め、地区福祉協議会や各種団体、及び参画いただいた多くの方々に感謝申し上げます。計画の推進は、地区まちづくり協議会も発足される中、何よりも住民の主体的な参加と公私による連携が不可欠となります。引き続き計画の推進に対するご理解とご支援をお願いして、はじめのあいさつとさせていただきます。

平成28年3月

社会福祉法人掛川市社会福祉協議会 会長 小 里 務

# 目 次

第1章	計画策定にあたって	
	計画策定の趣旨	6
	計画の枠組みと方法	7
	計画の期間	8
	地区まちづくり協議会の構成図	9
	ふくしあ	10
第2章	計画の考え方	
	掛川市がめざす地域福祉推進の姿(概念図)	12
	計画の概念図	13
	基本目標、施策の体系	14
第3章	これまでの成果と展望	18
第4章	これからの取り組みと役割	
	<b>I 安心して暮らせる仕組みづくり</b>	
	安心をつなぐ	28
	地域をつなぐ	34
	情報をつなぐ	40
	<b>II 人がつながり交わりある地域づくり</b>	
	人がつながる	48
	老いが生きる	54
	子どもが躍る	60
	<b>III 魅力あふれ活力ある地域づくり</b>	
	地域の財産を活かす	68
	生活を潤す	72
	環境を見直す	80
	<b>IV 住民参加のプログラムづくり</b>	
	地域活動をささえる	86
	生涯学習を進める	92
	ボランティアのまちづくり	98
	<b>V 安定した地域福祉の推進</b>	
	地域福祉推進体制の強化	104
	地域福祉の推進と評価	110
資料		
	掛川市の概況	116
	地域包括ケアシステム	117
	テキストマイニング	118
	計画策定の軌跡	119
	計画推進委員会規程他	122
	計画推進委員会(策定委員)名簿他	124

# 第1章

## 計画策定にあたって

計画策定の趣旨

計画の位置づけと性格

計画の期間

地区まちづくり協議会の構成図

ふくしあ



# 計画策定にあたって



## 計画策定の趣旨

本計画がスタートする平成28年度は、掛川市がこれまで進めてきた「協働のまちづくり」が花開く記念すべき年です。これまで、市民、市議会、行政が協働してまちづくりを進める理念を定めた「掛川市自治基本条例」、「掛川市住民投票条例」及び「掛川市協働によるまちづくり推進条例」の施行と「掛川市情報公開条例」の改正によって「協働のまちづくり」の仕組みが確立し、平成28年4月から「協働のまちづくり」を実践する地区まちづくり協議会が市内全域において動き出します。

掛川市が目指す協働のまちづくりとは、地域における課題をそこで暮らす住民が自ら発見し、地域が主体的に考え、市と協働して課題解決を図っていく、そのような真の意味での住民自治の取り組みです。そして、とりわけ、地域福祉の推進には、この取り組みが大変重要ですので、本計画においては、新たにスタートする「第2次掛川市総合計画」の基本理念である「協働のまちづくり」を基本に据えて、各種施策の策定にあたりました。

さて、ビジョニングということばがあります。近未来を思い描くとき、現状のマイナス要因を挙げる「課題指向」から、新たな知見によるビジョン（未来像）を描く「目標指向」へ、の発想の転換を意味しています。

少子高齢化の声が聞こえてくるようになって久しくなります。少子化でまず話題に挙がるのは「稼働層の減少」です。高齢化では「扶養層の増大」です。両者ともにのっぴきならない課題であることは否めません。その視点のもとにあるのは保育費・医療費・介護費等の「社会的費用」をどうまかなうのかという「はじめに財源ありき」の議論でしょう。

一方でこれを課題指向というならば、他方でビジョニングの「目標指向」からすれば、ライフサイクルの多様化をとおして、たとえば少子化は、新たな家族像や子育て観の創造、女性の社会的役割や新たな働き方の拡充、ということになります。高齢化は、高齢者の能力の活用、健康指向（科学）の展開、そして新たな生きがいや働きがいの創出、となります。

「課題指向から目標指向へ」という転換は、地域福祉計画・地域福祉活動計画（「計画等」と略す。）には欠かすことのできない発想です。子育てを見守る眼があるならば、そこには「いのちを育む力」が溢れていく安らぎがあります。老いに寄り添う手があるならば、そこには「いのちを支えていく力」が充ちていくつながりがあります。こうした「力」を多様な立場や視点から膨らませていくことができれば、わがまちを誇らしくさえ感じることができるでしょう。これが「目標指向としての地域福祉」なのです。

地域包括ケアの時代を迎えて、暮らしを創っていく多くの権限や責任、役割や企画が市町に委ねられてきました。地方分権が「福祉」の視点から個別具体的に地域を創っていく施策となっていくのです。住民もまたこれに参画して、地域の特性やニーズに応じて、暮らしを創り、つながりを深め、安心・安全な地域づくりに努めていくことが期待されています。

計画等のポイントを挙げてみましょう。まずは①「地域の視点」です。もともと暮らしとは独りで、あるいは一つの家族だけのものではありません。子育てから介護まで、それぞれのライフステージに対応して生じてくる生活課題は、その地域に暮らす住民の共通のテーマでもあるのです。②「住民主体」とは、住民が地域から声を挙げて、情報



を共有していくことであり、これが地域活動のはじめの一步です。計画等は、施策や事業のメニューを載せているだけではなく、「声」「情報」を反映しているのです。次いで③「地域のニーズ」を明確にし、住民と協働するための企画を盛り込んでいます。防災・防犯、子育ての安心、障がい者の地域移行、生活困窮の助け合い、高齢者の見守りなど、検討すべきテーマは枚挙にいとまがありません。だからこそ④「住民の参画」を期待し、地域をつくるための新たなパートナーシップを形成していくのです。限られた⑤「地域の資源」（人的・物的資源、財源等）を有効に活用したり、必要ならば掘り起こしていくことで、環境を整え、課題を解決し、「地域の明日」を創造していきます。

計画等は、未来志向のビジョニングの試みであり、いのちからいのちへとつながる地域のライフデザインなのです。だからこそ、地域包括ケアのシステムと連動しつつ、これからの本市の地域福祉の歩むべき方向性を確認しつつ、計画等をP D C A（Plan 計画⇒Do 実行⇒Check 評価⇒Act 改善）の俎上にのせて、ビジョンを実現していく必要があります。



## 計画の枠組みと方法

この計画等は、社会福祉法第107条にもとづく行政計画としての「地域福祉計画」と、同法第109条に規定された社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との協力による策定です。「地域—行政—社協」の三者が地域福祉を軸として一体的に取り組んでいくべき施策や事業、実践をつまびらかにしています。

本計画等は第三次計画です。第一次の策定は、平成18年度～平成22年度でした。1市2町が合併する時期と重なりましたので、異なる地域事情、歴史的経緯、伝統・風土、生活の心情や背景をもとに検討し、策定前の地域懇談会（26カ所）も策定後の地域説明会（11カ所）も、三者が膝をつき合わせて意見交換を重ねました。

第二次の策定は、平成23年度～平成27年度でした。統合された一つの市政として、今後の向けてさまざまなアイデアが生まれました。これを「市の取り組み」「社協の取り組み」そして「地域の取り組み」として、個別化すべきこと、共有化していくべきことを明確にしつつ、三者のコラボレーション（互いの役割を分担しながら協働する関係）として描いています。すでに「ふくしあ構想」も議論の俎上にあり、これからの市政の医療・福祉の方向性が徐々に形になってきました。

そして第三次です。地域包括ケアの時代の計画等は、時間軸としては、過去から現在そして近未来につながる地域の歴史的な展望をとらえることです。空間軸としては、地域のもつ多様な資源や風土、自然環境、伝統や慣習などを考慮して、地域のユニークな特性を理解することです。そして、奥行きとして、地域に暮らす住民の意識や生活ニーズなどを理解し、施策等に反映していくことです。

「包括」とは、医療・保健・福祉・介護等を組み合わせて、要介護のなかに暮らす住民を総合的・継続的に支えていくことですが、併せて、地域を立体的に組み立てることで、住民や地域のエンパワメント（潜在的な能力や資源）を向上させ、地域の支え合いシステムを形成していくことを意味しています。

この5年間は、ことのほか法制度の改定期に重なっています。医療・介護総合確保推進法の施行をとおして、医療法関係や介護保険法関係も順次改定されています。障害者差別解消法や障害者雇用促進法改正によって従来の仕組みも変わっています。他方、団塊世代にかかわる「2015年問題（年金対応等）」や「2025年問題（認知症対応等）」に関

する理解と取り組みもまた、これからの地域生活に大きく影響していきます。

第三次策定は、こうした背景や状況を踏まえて、一步踏み込んだ分析と構想が求められています。それゆえに、二つの方法つまりテキストマイニングとイメージ図（ポンチ絵）を用いました。前者は、策定のために行った地域福祉に関する市民意識調査（アンケート・ヒアリング）の結果を活用して、施策の大綱ごとに、「A行政+専門機関」「B住民+専門機関」「C住民+地域」「D住民+行政」の4つの象限を設け、アンケート等で示された無数の課題（ことば）を出現の頻度、傾向、相関ごとに振り分け、これを解析することで特性をとらえることができます。

後者は、イラストや図を用いて、計画の概略や戦略を描いていくことです。ことばによって説明していくよりも、計画の骨組み、フローチャート（流れ）、つながり、目標地点を一目瞭然に示すことができます。

的確な分析とこれを踏まえた構想図を資料化することで、より説得力のある、少しでもわかりやすい計画等になればというねらいがありました。それが成功したかどうかは、市民の叱正をとおして今後に期すほかありませんが、制度や状況の大きな改定期においては、ますます根気のいる丁寧な作業が不可欠となってきます。

本市は、第二次の計画中に、「ふくしあ（地域健康医療支援センター）」を全5圏域に配置し、ワンストップ拠点を整備しています。中東遠総合医療センターに続いて、「希望の丘」には医療、福祉、介護、教育の各専門的な資源が集約されました。地域の中核を担う都市として、本市が全国の先進モデルとなっていくことが期待されています。

第三次の計画等においては、こうした多様な資源が互いに連携することで、コミュニティケア（誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活する支援システム）を実現することが盛り込まれています。たとえ病や老い、障がいゆえに地域で暮らすことに困難があるとしても、必要なケア等を総合的にマネジメントし、適正かつ効率的に「生活支援サービス」等を提供していくことが可能になります。

他方、地域住民が地域事情を適切に理解し、共に協働しあうことで、地域の暮らしやすさ、生きやすさを醸成していくことも大切です。そのためには住民が参画し、地域特性を活かして、身の丈にあった活動プログラムを策定していく必要があります。第三次計画等では、掛川市がこれまで進めてきた「協働のまちづくり」を更に進め、医療等の専門職の支援も活用し、地域にある団体やグループの協力も得ながら、これまで以上に「地域活力」を向上させていく努力が期待されています。

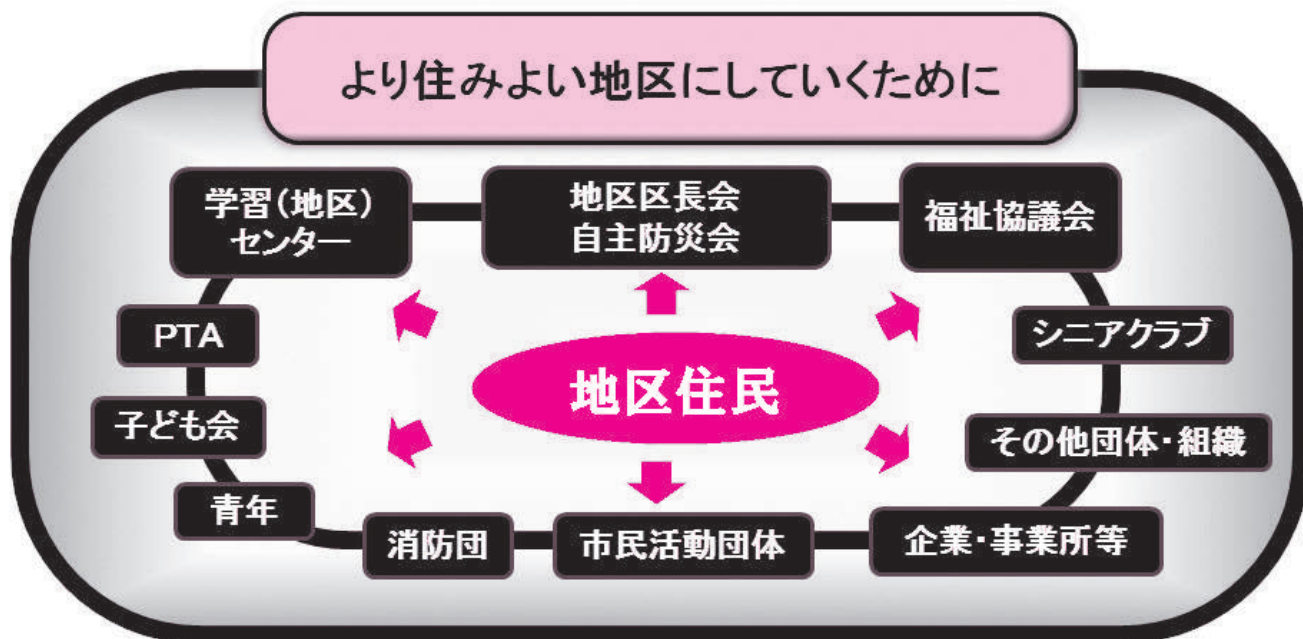


## 計画の期間

この計画等は、平成28年度から平成32年度までの5年間です。地域の状況、社会情勢の変化に対応していくため、年度ごとに地域福祉推進の評価と見直しをしながら、3年をめぐりに必要に応じて計画の見直しを行います。

第一次計画 (平成18年度～平成22年度)	第二次計画 (平成23年度～平成27年度)	第三次計画 (平成28年度～平成32年度)
--------------------------	--------------------------	--------------------------

## 地区まちづくり協議会の構成図



自治区、市民活動団体、企業、個人、市議会、行政などの掛川市に関わる全ての人びとが、「より幸せを感じることができるまちにする」という共通目的のために、連携・協力します。

## 地区まちづくり協議会の概要

市民主体による協働のまちづくりを進め、市民等と市がともに支え合う「新しい公共社会」を創造するための地域の新しいコミュニティの仕組みとして、地区まちづくり協議会が設置されています。

地区まちづくり協議会の設立により地域力が結集され、これまで単独の組織ではやりたくてもできなかった事、あるいは担い手の不足により継続が困難になってきた事などに安定して取り組めるようになります。多くの皆さんが関わり合うことで生きがいや喜びを感じ、「支え合い」や「役立ち合い」が強くなります。また、地域活動への関わる間口が広がることで、同じ興味や関心事を持つ人がつながり、地域づくりに関わる人が育つ環境を整えることとなります。これにより、地区の住民によって公共的な活動を充実・発展させていく社会の形成が期待されます。

## 地区まちづくり協議会の役割

地区まちづくり協議会は、自治基本条例の精神に基づき、より良いまちづくりとは、人と人とのつながり、支え合い、「絆」を強めることと再認識し、将来を見据え、地域力の結集と人材育成によってより幸せを感じることができる地域を創り出す取り組みを進めていきます。

とりわけ、地域福祉の充実については、公的サービスや各種支援制度の狭間にある課題を、地域でできることは住民同士の役立ち合いで解決することが必要不可欠です。

地区まちづくり協議会が持つ地区内組織の連携力・実施力を活かし、地区福祉協議会、民生委員、各種ボランティア等が行う活動を効果的に展開していきます。

◆ふくしあ◆

地域健康医療支援センター「ふくしあ」

地域健康医療支援センター「ふくしあ」は、「住み慣れた地域で最期まで暮らせる」ように、医療、保健、福祉、介護を多職種連携により総合支援を行う地域拠点です。



行政のフォーマルなサービスと地域の力を活かしたインフォーマルなサービスをミックスした支援を行っています。

「ふくしあ」の概要

「ふくしあ」は、医療、保健、福祉、介護、の在宅支援の地域拠点として専門職を配置し、次の方法により相談対応、支援することを目指しています。

- ① 医療、保健、福祉、介護に関する受付や相談対応、情報提供できる在宅支援窓口を地域に開設すること。
- ② 各ケース情報を多職種間で共有し、総合的な在宅援助を行うこと。
- ③ 地域包括支援センターが様々な相談に応じ、高齢者やその家族を支援すること。
- ④ 医師会のチームを核として、訪問診療や往診をすることによる地域在宅医療を推進すること。
- ⑤ 医師、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所との連携により、利用者にとって総合的なマネージメントを迅速に行い、地域包括ケアを目指すこと。
- ⑥ 保健師による予防活動を重視した健康づくりに力を入れること。
- ⑦ 社会福祉協議会によるコミュニティソーシャルワーカーの配置により、地区福祉協議会を支援するとともに地域福祉の充実を図ること。
- ⑧ 自殺予防対策委員会や関連機関と連携して相談体制の強化に取り組むこと。

## 第2章

# 計画の考え方

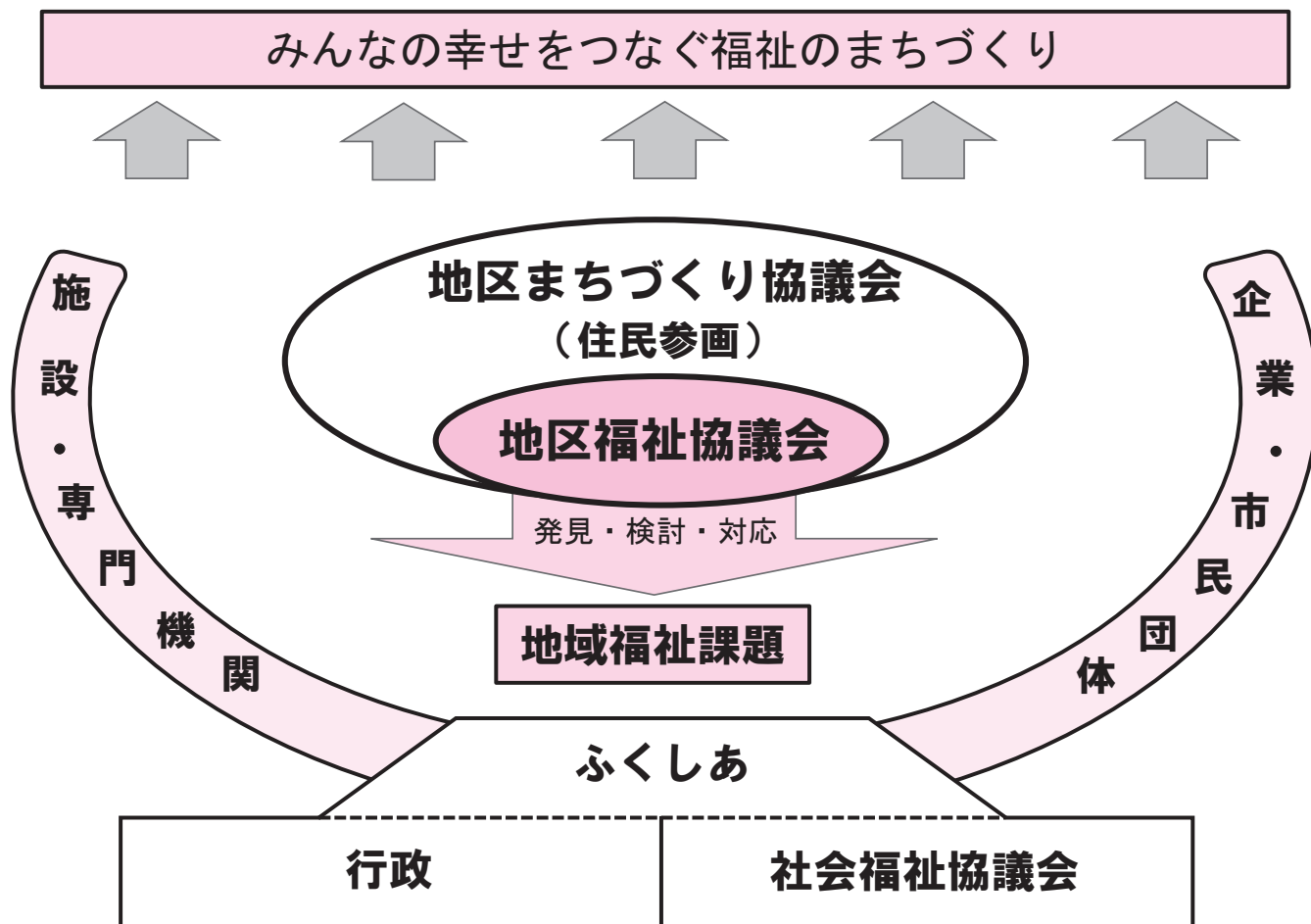
掛川市がめざす地域福祉推進の姿(概念図)

計画の概念図

基本目標、施策の体系



# 掛川市がめざす地域福祉推進の姿（概念図）



地区の福祉課題は、地区まちづくり協議会の中の構成団体の1つである地区福祉協議会が中心となって、まず課題を「発見」していきます。

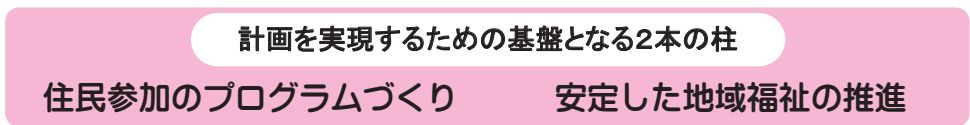
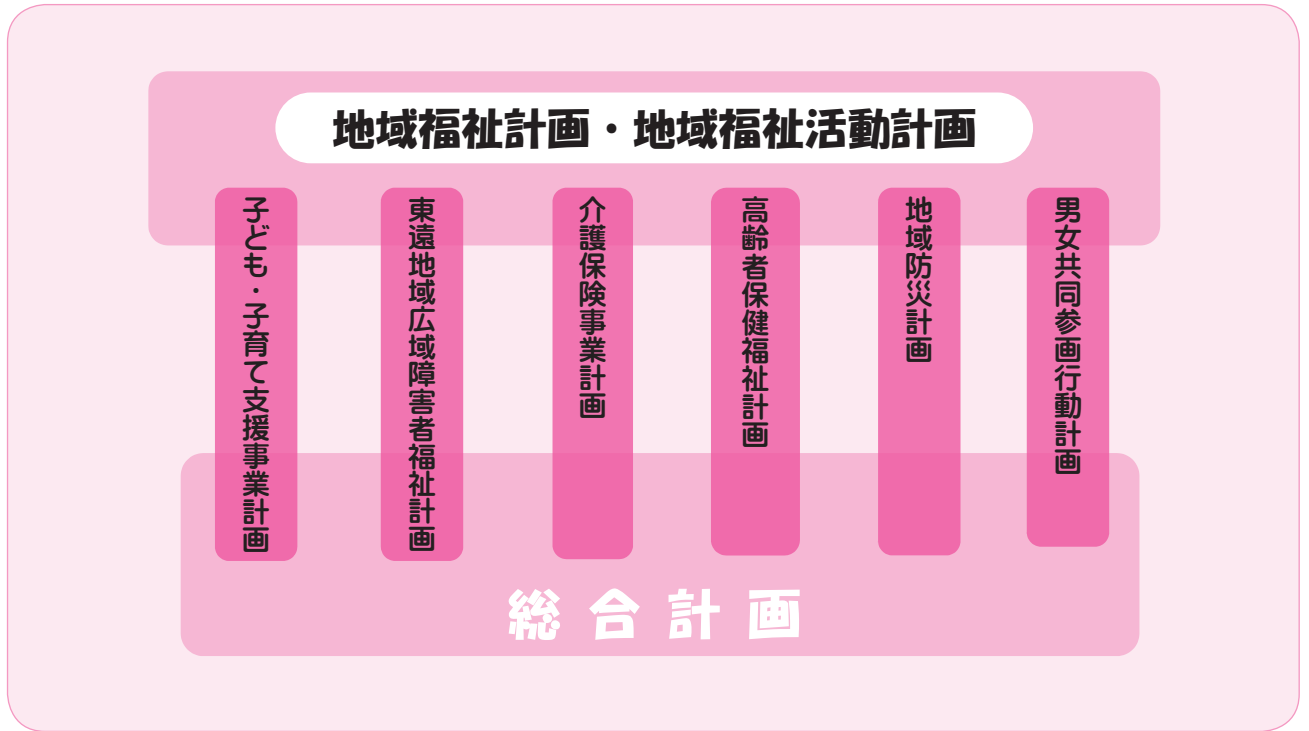
発見された課題に対し、「どのように取り組むべきか」「本来はだれが対応すべきことなのか」「いつから始められることなのか」など、解決に向けて住民の目線からの「検討」が必要です。

そして、地域の中で住民ができる「対応」を、地区の創意工夫のもと実践していきます。実践にあたっては、地区まちづくり協議会の活動の一環として、さまざまな団体と連携協力して、活動を展開していくことが有効です。

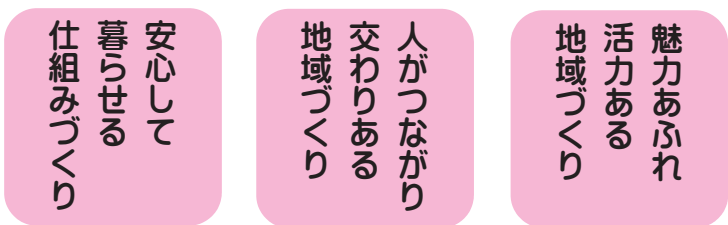
これからの地区における福祉活動は、「福祉分野からのまちづくり活動」という意識を、今まで以上に地域住民が共有することが大切です。



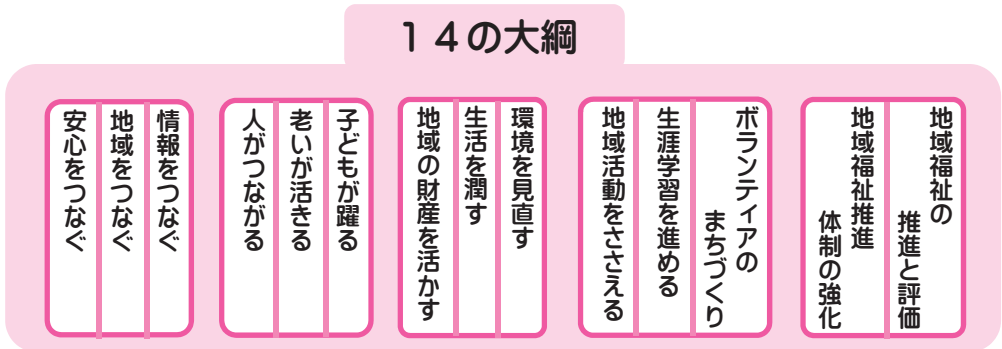
# 計画の概念図



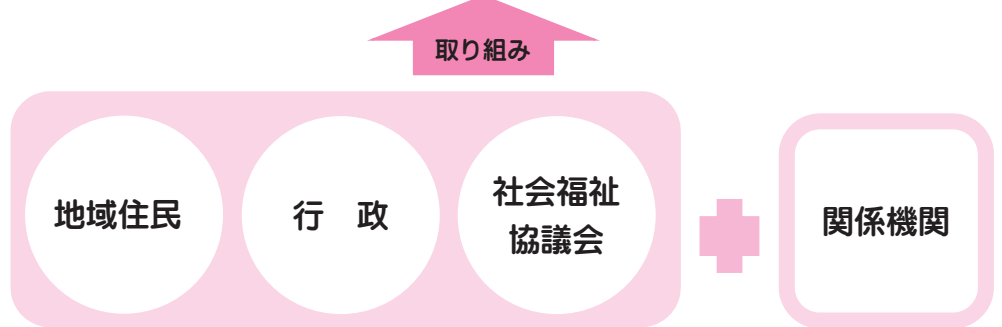
## 計画の5本の柱



## 施策の大綱



## 役割の明確化





# 基本目標 施策の体系

基本目標

計画の柱

みんなの幸せをつなぐ福祉のまちづくり

I 安心して暮らせる仕組みづくり

II 人がつながり交わりある地域づくり

III 魅力あふれ活力ある地域づくり

IV 住民参加のプログラムづくり

V 安定した地域福祉の推進

3本の柱を支え、  
計画の柱となる2本の柱







施策の大綱	施策
①安心をつなぐ	緊急時・災害時支援体制の確立 防災・減災、交通安全及び防犯対策の推進 災害時要援護者支援体制の強化
②地域をつなぐ	ニーズ把握体制の強化 身近な支えあい体制の推進強化
③情報をつなぐ	各種相談機能の充実 情報提供活動の充実 権利擁護体制の充実
④人がつながる	多様な人々や世代をつなぐ交流活動の充実 障がい児（者）との交流活動の促進
⑤老いが活きる	高齢者の社会参加の促進 健康日本一を目指したまちづくり
⑥子どもが躍る	子どもが健やかに育つまちづくり 地域で取り組む子育て支援 生活課題を抱えた親子の支援体制の強化
⑦地域の財産を活かす	地域の伝統行事や歴史を学び伝えていく活動の推進
⑧生活を潤す	生活支援サービスの充実 当事者組織の活動支援 新たな課題に対応するサービスの創設と充実 生活困窮者対策の充実
⑨環境を見直す	ユニバーサルデザインの推進 外出支援の充実 環境日本一を目指したまちづくり
⑩地域活動をささえる	地区福祉協議会のネットワーク強化 地区福祉協議会活動の充実 地区まちづくり協議会活動の充実
⑪生涯学習を進める	学校発の福祉教育の充実 地域ぐるみの学びの場づくり
⑫ボランティアのまちづくり	ボランティアの開拓・養成 ボランティア活動支援 多様な担い手との連携
⑬地域福祉推進体制の強化	地域包括ケアシステムの充実 福祉関係機関との連携強化 社会福祉協議会の基盤強化 地区まちづくり協議会の中での地域福祉推進体制の確立
⑭地域福祉の推進と評価	地区まちづくり計画の中での地域版地域福祉活動計画の策定 地域福祉推進・評価体制の確立

で強調した施策は今後5年で取り組むべき優先課題です。



## 第3章

# これまでの成果と展望



## これまでの成果と展望



### I 安心して暮らせる仕組みづくり

#### (1) 安心をつなぐ

『緊急時・災害時支援体制の確立』については、「掛川市地域防災計画」や静岡県第4次地震被害想定に基づき、策定された「掛川市地震・津波対策アクションプログラム2014」で地域、市、社協の事業が推進されています。災害時要援護者の支援体制の強化のために、市は、要援護者名簿の作成及び個別計画の作成を行い、また、「たまり～な」と「あすなろ」の2箇所及び介護保険施設39箇所を福祉避難所として指定及び協定を進めました。市は、社協のボランティアセンター利用の資機材の整備を実施し、社協では、災害VC掛川と連携し、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施し、マニュアルの検証を行いました。また、岩手掛川交流バスを実施し、被災地支援の意識啓発を図ってきました。障がい児特別避難所を指定し、運営マニュアルを作成している地域もあります。平成23年3月11日に起こった東日本大震災や鬼怒川のはん濫などにより防災意識は高まっていますが、更なる『緊急時・災害時支援体制の強化』や『災害時要援護者支援体制の強化』を進めるためにも、隣近所での顔の見える関係作りが求められています。

『防災・減災、交通安全及び防犯対策の推進』については、各種防災訓練、防災・防犯リーダーの育成、防犯灯の設置推進などにより、防災・交通安全意識の向上・防犯が図られています。社協では、災害ボランティア講座を実施し、市民の防災意識の啓発を行ってきました。地域では、地区福祉協議会を中心に防犯パトロールや防犯講座・児童の見守りを実施しています。

安心をつなぐまちづくりに向け、地域、市、社協の三者が力を合わせ、市民の防災・減災、交通安全及び防犯への意識を更に高め、具体的な取り組みを進めていくことが期待されています。

#### (2) 地域をつなぐ

『ニーズ把握体制の確立』については、高齢者の分野では、地域包括支援センターによる訪問・相談活動が活発に行われ、各専門機関との連携により効果を上げています。市では、医療・保健・福祉・介護に関する在宅支援サービスの総合拠点「地域健康医療支援センター(ふくしあ)」整備により、平成27年4月に5箇所目の中部ふくしあが開設されました。市内全域にふ

くしあの整備が整い、一層のニーズ把握と拠点機能に期待が高まっています。

地域では、第三次計画策定にあたり、市内の全ての地区福祉協議会で福祉懇談会を実施し、住民ニーズを聴き取り計画に反映させました。

『身近な支えあい体制の推進』については、市では、高齢者見守りネットワーク推進事業に関する協定を14事業所と提携し、高齢者の見守り活動を展開してきました。社協では、「小地域福祉ネットワーク活動」のパンフレットを活用しながら、地域福祉推進のための重点取り組み事業として、この活動の啓発に努めてきました。地域の支えあいの気運は高まり、小地域福祉ネットワーク活動は、支援員型が市内59地区、地縁型が市内30地区にまで広がりました。

地域包括ケアシステム充実に向け、ふくしあと医師会など関係団体が連携し、小地域福祉ネットワーク活動を推進していくとともに、地域主体の認知症の人の見守りを含めた総合的な支援体制についても検討・実施していきます。

### (3) 情報をつなぐ

『相談機能の充実』については、市、社協で多様な相談事業があり、相談実績は非常に多く、必要性が極めて高くなっています。超少子高齢化社会の中で相談内容も複雑化してきています。社協では、地域生活支援会議を実施し、支援困難事例に対するケース検討を行い、相談及び支援体制の強化を図りました。今後、ふくしあを中心とした関係機関が連携し、住民の福祉課題に対応していきます。

『情報提供活動の充実』については、市と社協がそれぞれ見やすいホームページとなるよう見直しを図り、情報提供に努めてきました。今後も市民が求める、情報提供活動の充実を進めていきます。

『権利擁護体制の充実』については、社協の日常生活自立支援事業による福祉サービスの利用援助、日常生活上の金銭管理、書類等の預かりサービスの重要性は高く、利用件数が増加しています。また、多問題家族や支援困難事例が多く、市、社協が専門機関と連携し、法人後見や権利擁護センター立ち上げについて検討していきます。



## Ⅱ 人がつながり交わりある地域づくり

### (4) 人がつながる

『多様な人々の交流活動の充実』について、市では、外国人との交流事業や日本語教室を通じて日本文化、日本社会への理解促進を図るとともに、外国人住民のために外国語で相談できる窓口を設置し、生活相談を行っています。また、社協では、当事者支援として在宅で介護をしている人に対して、在宅介護者の会や認知症家族介護者支援事業「笑顔のつどい」の活動の中で、日頃の介護の息抜きや情報交換の場を提供し、交流活動の充実を図ってきました。今後、更なる交流活動の促進が求められており、歩いて参加できる身近な居場所や「ふれあいいきいきサロン」、世代間交流の充実に努めます。

『障がい児（者）との交流活動の促進』について、社協では、精神障がい者の休日の余暇活動として「ほっとほっとサロン」、心身に障がいを持った人の余暇活動支援として「青年学級」を継続実施しています。障がい児とその家族との茶話会や勉強会を実施し、交流や理解の場を提供している地域もあります。今後も地域で障がい児（者）の居場所が広まっていくように推進していきます。

### (5) 老いが活きる

『高齢者生きがい活動支援の充実』については、地域で身近な居場所を求める声が高まり、地域主催の「ふれあいいきいきサロン」が増加し、地域住民の交流の場として役割を果たしています。また、老後の生活を豊かなものにするため、老人福祉センターを中心に生きがい教室、趣味クラブ活動等が活発に行われ、多くの人々に利用されています。しかし、シニアクラブの会員数は減少傾向にあります。シニアクラブの活動の活性化を図り、会員自身が経験を活かした地域の担い手としての意識を高め、まちづくり協議会の一団体として地域で活躍していくことが求められています。特に男性の地域活動への参加を促すような取り組みが必要です。

『介護予防事業の充実』について、地域では、介護予防活動が自発的及び継続的に実施されるように、地区福祉協議会やシニアクラブを中心に健康教室などで介護予防意識の啓発を行っています。

今後、市及び社協では、地域包括支援センターと連携し、「お達者度県下一」を目指し、高齢者の主体的な地域活動と密着した介護予防の充実や新地域支援事業に取り組んでいきます。

## (6) 子どもが躍る

『子ども支援』について、児童館、児童交流館では、子どもに健全な遊びを提供することを目的に運営し、不登校児の居場所や育児不安の母親への支援など、子どもの健やかな成長のために多様な支援を行っています。自由来館者への対応や子育て講座・子ども向け講座をはじめ、特に中・高校生を対象とする「赤ちゃんふれあい交流事業」や地元の小学校を会場とした「移動児童館」など、地域住民の参加により充実した運営がなされています。さらに、これからは児童館等のもつノウハウを、地域に広げることが期待されています。社協では、障がいのある子どもたちが様々な子どもとの交流を図るため、「おもちゃ図書館」を毎月開催しています。地域では、子育てサロン・サークル活動をはじめ、身近な会場で子どもや親子を対象とした事業が数多く取り組まれています。

『子育て支援』については、市内に学童保育所が29クラブ、障害児学童保育所が3箇所設置され、児童健全育成と保護者の負担の軽減を図っています。29クラブのうち、11クラブを占める社協への委託分については、「地域の子どもは地域で育てる」観点から、今後、運営形態の見直しが検討されています。子どもの貧困対策については、各種手当の助成や各種貸付金のほか、ハローワークと連携した就労相談を実施してきました。今後は、民生委員や社協など関係機関と連携を密にし、経済的負担軽減を図り、自立支援等について、より一層取り組んでいく必要があります。社協では、「子育てネットワーク事業」を市から受託し、地域の子育てサロン・サークル実践者の情報交換、交流の機会を設けることにより支援を行ってきました。今後は、子育て支援センターや関係機関との連携を密にし、更なる子育て支援活動の普及と啓発を図っていきます。

今後、そうした事業をとおして、地域の見守る目・気づく目・育てる目をもって地域で取り組む子育て支援を推進していく必要があります。



## III 魅力あふれ活力ある地域づくり

### (7) 地域の財産を活かす

『ひと・もの・歴史の再発見』については、事業として、社会教育課関係の事業が軸となり、野外活動講座や文化財講座等の各種講座を行ってきました。地域では、祭りなどの伝統行事を中心に、世代間連携やコミュニティ強化が図られています。今後は、地域を再発見し、地域強化が図られる事例を具体的に提案し、市民団体との連携を図りながら、地域における文化伝承活動の推進に努めていきます。

## (8) 生活を潤す

『生活支援サービスの充実』については、障がい者、高齢者、児童に対する市の福祉・介護サービスがあり、利用者も増加しています。サービスの普及・周知については、引き続き一層の広報の必要があり、ふくしあを通じて身近な地域での普及活動が期待されています。社協では、住民や民生委員との連携により、地域福祉の視点をもった介護保険事業を行うとともに、在宅で支援を必要とする高齢者の福祉向上を図ってきました。障がい者の「指定特定相談事業」「指定障害児相談支援事業」がスタートし、障がい者への相談体制が整いました。地域においては、各地区で高齢者を対象にした食事の宅配サービスや男性料理教室などの取り組みが行われています。住民が積極的に制度を学び、地域での自立した生活にむけてより適切なサービスを利用できるように、更なる普及・啓発に努めます。

これからの課題として、介護保険制度改正に伴う新たな体制作りを進めていきます。また、新たな地域の課題として引きこもりや生活困窮者への支援に取り組むとともに、地域で生活に課題を抱えた人を支援する仕組み作りが必要です。

『当事者組織の活動支援』については、精神障がい者サロンや交流会の実施により、当事者同士の交流を深め、組織化のための支援をしてきました。社協では、当事者団体が活動や社会参加の充実を図るための支援を行っています。しかし、組織の充実支援だけでなく、新たなニーズをもつ当事者の把握を行うことが必要です。社協では、在宅介護者支援事業の一環として、毎月、北部と南部の2会場にて認知症介護家族交流事業「笑顔のつどい」を定例開催しています。地域では、身近な小地域で「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症の理解・支援者の養成へ取り組み始めています。今後は、「見守り」「支援」につながるネットワークづくりに努めていきます。

## (9) 環境を見直す

『ユニバーサルデザインの推進』について、市では、住宅改修や日常生活用具の給付を行い、要介護者及び障がい者の日常生活の支援をしてきました。社協では、学校における福祉教育で情報提供を行ってきました。地域では、地区福祉協議会が地区内の「バリアフリー調査」を継続的に行う事例もあり、そうした活動が広がるよう支援をしていく必要があります。

『広域タウンモビリティの推進』について、社協では、在宅福祉サービスとして、「車いすの貸し出し・福祉車輛の貸し出し」を行っています。貸し出しニーズは年々高まっています。計画策定のためのアンケートや住民懇談会の意見からも、買い物支援や福祉バスなど交通機関の充実への要望が多く、市全体としても外出支援の充実は大きな課題となっています。

『住みよい地域環境づくり』については、多くの市民が参加して行う奉



仕活動や地域による独自の美化活動が展開されており、地域活動の中で最も参加の多い活動になっています。今後も地域で住み良い環境づくりに取り組んでいけるよう支援していきます。



## IV 住民参加のプログラムづくり

### (10) 地域活動を支援する

『**地区福祉協議会のネットワーク強化**』について、市では「自治基本条例」に基づく地区まちづくり協議会について、地域、市、社協が連携して、その推進基盤を作ってきました。社協では、地区で取り組まれている地域福祉推進組織の集合体であり、情報交換の場である「地区福祉協議会連絡会」の事務局を担い、市内全域の地域福祉を推進してきました。25年度から各ふくしあエリアから連絡会の役員を選出し、役員会を実施しながら地域福祉を推進するための事業を実施してきました。

今後、地区まちづくり協議会の取り組みの中で、地区福祉協議会連絡会が福祉課題を整理し、課題解決に取り組めるよう体制強化を図るとともに、地区まちづくり協議会の中で、地区福祉協議会の役割が明確になるよう支援していく必要があります。

『**地区福祉協議会活動の充実**』については、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）をふくしあ5箇所に配置し、きめ細やかな活動支援を行ってきたことにより、地域の福祉活動が活発化してきました。今後、更に発展させていく為には、新たな地域への助成のあり方を検討していく必要があります。

### (11) 生涯学習を進める

『**学校発の福祉教育の推進**』について、市では、人権講演会や学校の人権教育を通して、差別のない明るい社会の実現を目指す活動の推進を図ってきました。社協では、市内小・中・高校全35校を「福祉教育実践校」に指定し、学校の教育目標に沿った実践活動への支援を行い、福祉教育の推進を図ってきました。

『**地域ぐるみの学びの場づくり**』については、市、社協の行う一般市民を対象とした啓発講座、セミナー等、福祉教育事業が計画通り推進されています。また小・中学生に対してもふれあい交流などにより、福祉の意識啓発とボランティア活動の場作りを行ってきました。

今後も福祉教育活動を充実させ、住民の福祉意識の啓発及び地域福祉実践

活動の推進に努めるとともに、市民と共に福祉について考え、「お互い様」の心が育つまちを作っていきます。

#### (12) ボランティアのまちづくり

『ボランティアの開拓・養成』については、ボランティア相談において、個別支援を求めるボランティアニーズが増えてきており、新たなボランティアの発掘、養成が課題となっています。社会教育課が行っている「中学生ボランティア講座」では、若い世代へのボランティア意識の啓発を行いました。社協では、ボランティアの人材発掘、育成を目的に各種講座を実施しています。企業の社会貢献としてふれあい広場への実行委員会の協力や人員協力、社会貢献の展示協力などの働きかけを行い、年々協力者が増えています。

『ボランティア活動への支援』については、社協がボランティアコーディネーターを2名配置し、ボランティア情報の提供、調整、実践支援を行ってきました。今後は、さらにボランティアセンターの機能を強化し、ボランティアグループ等の活動を支援していきます。また、ボランティア連絡協議会の活動の強化と団体加入の促進に努めていきます。

『多様な市民活動との連携』については、さまざまなボランティア実践者、グループが加盟するボランティア連絡協議会への活動支援や、NPOなどの様々な市民活動を行っているグループの情報収集と積極的な連携により、ボランティア活動の活性化に努めていきます。



## V 安定した地域福祉の推進

#### (13) 地域福祉推進体制の強化

『地域福祉関係機関の連携強化』については、ふくしあが市内5箇所に設置され、市、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、社協CSWが連携し、困難事例に取り組む体制を作ってきました。また、社協ではCSWの活動報告書を作成し、活動の周知と理解を促しました。今後は、他の専門機関と連携し、ふくしあの機能を高めていきます。

『社会資源の見直しと活用』については、ふくしあで地域資源の活用を図るとともに地域診断シートや特技ボランティアリストを作成し、地区福祉協議会へ情報提供をしてきました。地区福祉協議会の社会資源マップづくりについては、具体的な働きかけが不十分なため、実施する地域がありませんでした。

『社会福祉協議会の基盤強化』について、地域福祉推進の中核である社会福祉協議会のあり方について、「経営強化検討委員会」を設置し、組織・財務・事業等の現状を見つめ、今後の方向性について検討し、職員体制の見直しと強化が図られました。平成23年度からは、多様なニーズに対して総合的に支援していく体制として、新たに生活支援会議が設置されることで、ケースの共有化を図り、問題解決へ繋げていくように努めています。

#### (14) 地域福祉の推進と評価

『地域福祉推進体制の確立』については、掛川市地域福祉計画推進委員会規程（平成19年4月1日施行）及び社会福祉法人掛川市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会規程（平成19年4月1日施行）に基づき、毎年、計画推進委員会を開催し、計画の推進を図ってきました。組織体制や活動内容に悩みをもつ地域もあり、地域版の活動計画策定の実現までには至っていませんが、まちづくり協議会の中で地域福祉の計画づくりを進めていけるよう支援をしていきます。

『地域福祉評価体制の確立』については、計画の推進状況を継続的に把握するために、市、社協が合同事務局となり、計画推進委員会を設置して毎年開催し、住民等の参加も得ながら、多面的に評価してきました。社協では、策定された「第二次地域福祉活動計画」の推進を図るために、地域福祉の普及啓発と共に、市との調整や、社協各部署で推進評価システムの構築に努めてきました。

地域福祉計画・地域福祉活動計画は、地域、市、社協が三位一体となって推進・評価していく計画です。今後、更に地域福祉を推進するためには、地域、市、社協が協働し、今まで以上に住民の主体的な取り組みができる体制作りをしていくことが大切です。

第三次計画においても、引き続き計画推進委員会を開催し、更なる評価体制の確立を図ります。



## 第4章

# これからの取り組みと役割

- I 安心して暮らせる仕組みづくり
- II 人がつながり交わりある地域づくり
- III 魅力あふれ活力ある地域づくり
- IV 住民参加のプログラムづくり
- V 安定した地域福祉の推進

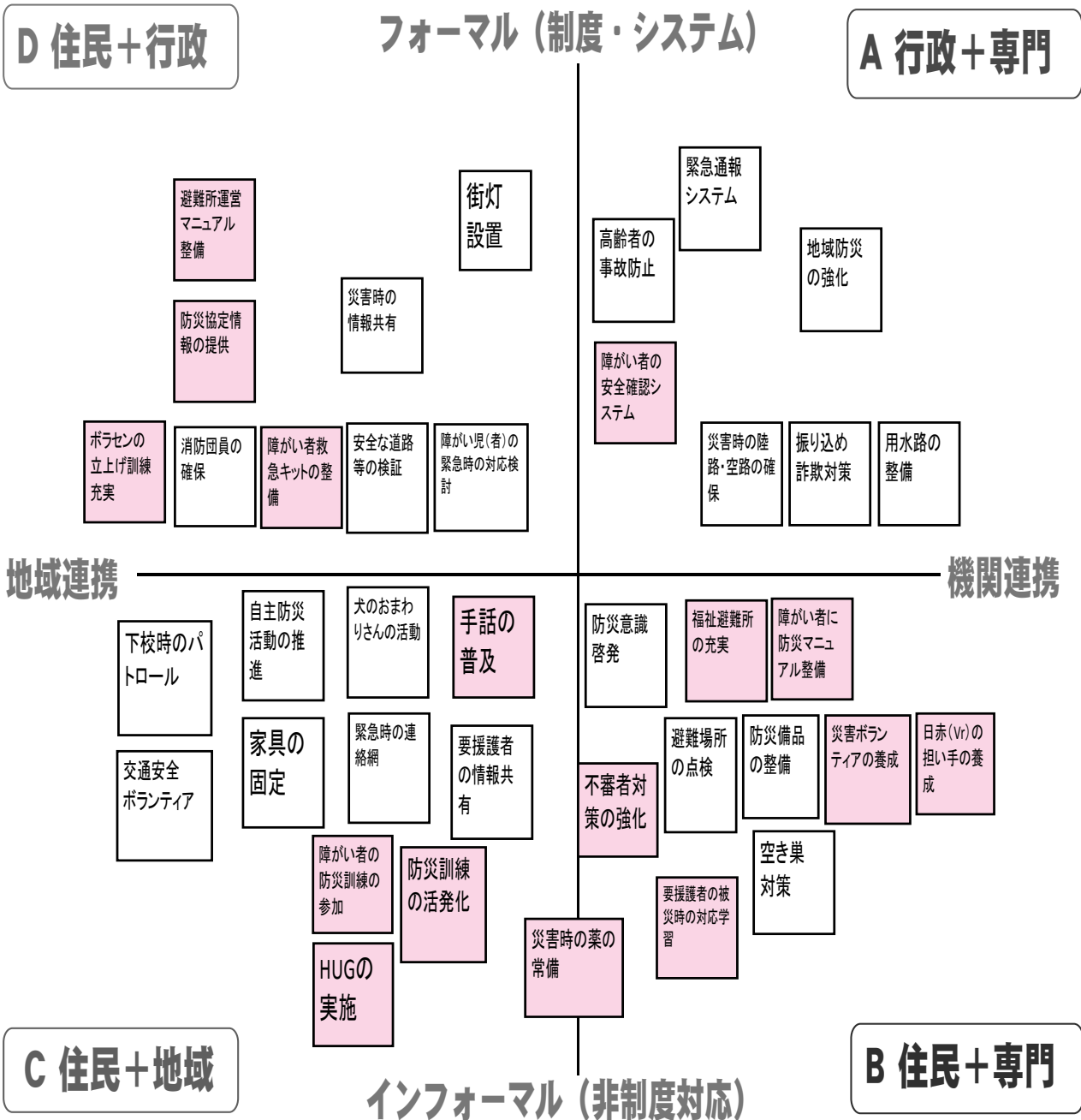


# 1 安心をつなぐ

## ● 理念

災害は未然に防ぐことを第一義とします。日頃から住民同士の助け合いの関係をづくり、特に高齢者や障がい者など災害時に支援を必要とする人々が安心して暮らせるためにも、地域ぐるみでの防災対策活動を拡充していきます。交通安全に対しては、高齢者が関わる交通事故が多く、防犯に対しては、振り込め詐欺等も多いため、高齢者や子どもたちを地域で見守り、交通事故や犯罪等のない「安心をつなぐ」取り組みを実現していきます。

- 施策
- ① 緊急時・災害時支援体制の確立
  - ② 防災・減災、交通安全及び防犯対策の推進
  - ③ 災害時要援護者支援体制の強化



# 1 安心をつなぐ

## 〈市民アンケート〉

Q 受けたいと思う支援や協力は何ですか。

⇒1 番目に「あいさつや安否確認などの声かけ」、2 番目に「話し相手」、3 番目に「災害時の避難支援・安否確認」です。

Q 地区で、これから必要とされる地域福祉はどのような活動ですか。

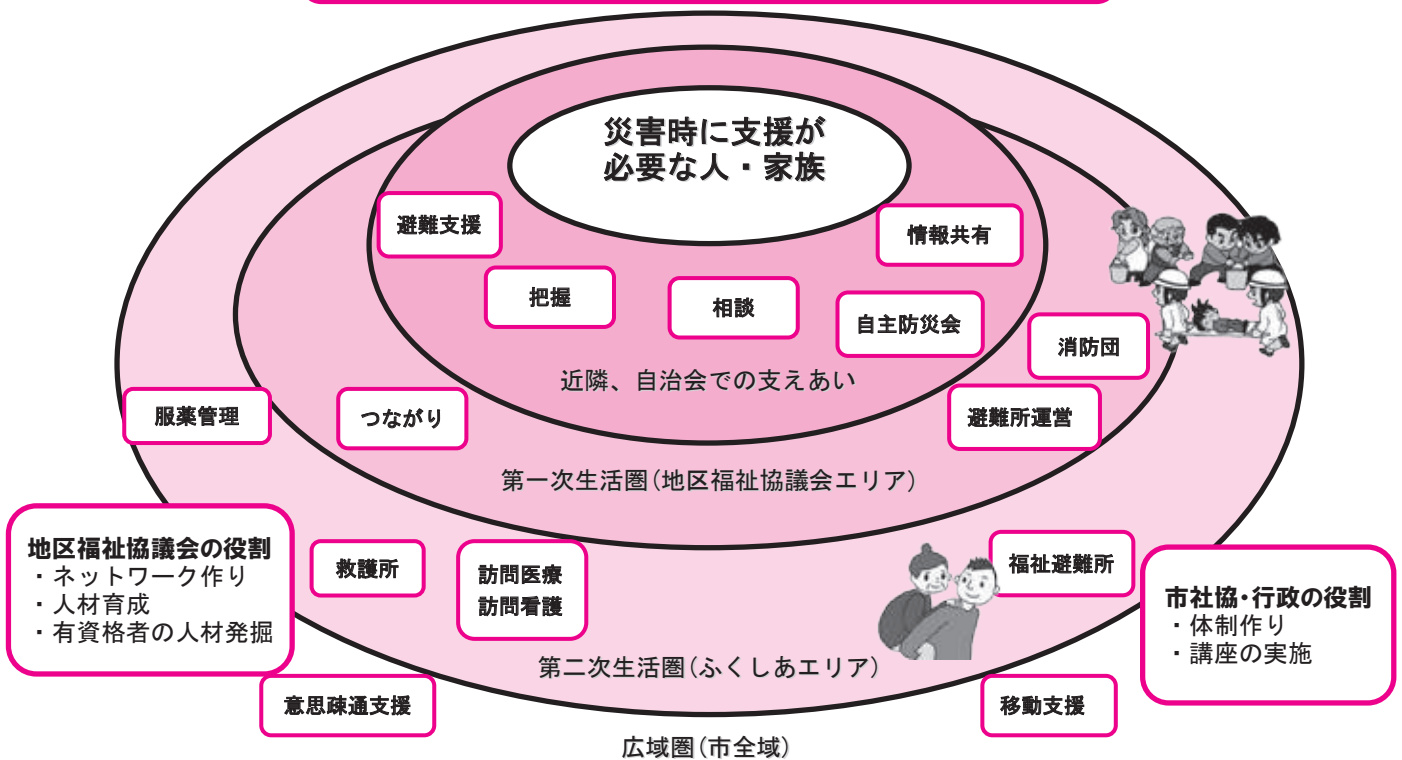
⇒「障がい児・者や高齢者を交えた防災訓練」、「下校時安全パトロール」と選択している人が3割強、「家具の固定・防災フィルム貼りボランティア」と選択する人が2割弱となっています。

⇒年齢を見ていくと、「20歳代～40歳代」の子育て世代の人は、「下校時安全パトロール」に関心が高いです。また50代の方は「障がい児・者や高齢者を交えた防災訓練」に高い関心を持っていることが分かります。

⇒地域を見ていくと「西部」と「大東」で、「下校時安全パトロール」の関心が高いことが分かります。

## ①安心をつなぐ 災害時要援護者

### 災害時ひとりも見逃さない地域住民の絆づくり





## 市の取り組み

「掛川市地震・津波対策アクションプログラム 2014」により、市民・地域・企業・市民活動団体・行政が協働して、ハードとソフト事業の両面から、各アクションを可能な限り組み合わせ、防災体制の充実・強化を図るとともに、平成 27 年4月に全戸配付した「掛川市防災ガイドブック」を活用し、災害種別ごとの「家庭の避難計画」の作成や「自主防災会や地区防災計画」の策定を進め、地震、津波、洪水、土砂災害などの各種災害による死亡者ゼロの実現を目指します。

また、地域やボランティア等で実施する、交通安全や防犯に関する活動への支援などにより、「安全で安心なまちづくり」を推進します。

### 〈緊急時・災害時の支援体制の確立〉

重点施策	主管課	事業内容
災害時・緊急時における支援体制の整備	保健予防課 危機管理課 消防本部	「掛川市地震・津波対策アクションプログラム 2014」に基づき、災害による死亡者ゼロを目指し、防災力強化を図ります。
●関連する事業		
【保健予防課】 新型インフルエンザ等行動計画に基づく支援と予防啓発、災害時健康支援事業		
【危機管理課】 自主防災会組織への支援事業		
【消防本部】 消防団活動への支援、災害対策訓練		

### 〈防災・減災、交通安全及び防犯対策の推進〉

重点施策	主管課	事業内容
地域で行う防災・減災、交通安全及び防犯対策への支援	高齢者支援課 保健予防課 危機管理課 都市政策課 消防本部	地域で行う交通安全や防犯活動への支援、防災・減災対策の推進を図ります。
●関連する事業		
【高齢者支援課】 一人暮らし老人緊急通報システム		
【保健予防課】 保健活動推進委員等への普通救命・救急法講習会開催		
【危機管理課】 家庭内設置物転倒防止事業、防災ベッド・耐震シェルター等設置事業、防災リーダー育成事業、自助・共助による防災訓練の実施、防災出前講座、交通安全啓発及び交通安全活動への支援事業、青色回転灯パトロール、防犯灯設置補助事業、地域防犯パトロール補助事業、防犯リーダー育成講座		
【都市政策課】 わが家の専門家診断事業、木造住宅補強計画策定事業、木造住宅耐震補助助成事業		
【消防本部】 災害対策訓練		



## 〈災害時要援護者支援体制の強化〉

重点施策	主管課	事業内容
災害時における要援護者支援体制の充実	地域医療推進課 福祉課 危機管理課	自治区、自主防災会、民生委員の連携を図り、災害時要援護者避難支援体制の強化を図るとともに、福祉避難所の充実を促進する。
<b>●関連する事業</b> <b>【地域医療推進課】</b> ふくしあの周知にて要援護者となりうる者の把握 <b>【福祉課・危機管理課】</b> 災害時要援護者避難支援事業、福祉避難所の充実		



地区防災訓練（HUG）  
（和田岡地区福祉協議会）

## 【HUG】

避難所運営ゲーム（HUG：ハグ）とは、避難所運営を皆で考えるためのひとつのアプローチとして静岡県が開発したものです。



交通安全運動（浜野区福祉委員会）



救急訓練（土方地区センター福祉部）



地域安全全部地区安全推進員による  
巡回パトロール（上内田地区福祉協議会）



災害ボランティアセンター立ち上げ訓練  
（社協）



## 社会福祉協議会の取り組み

「安心をつなぐ」では、住民活動を支援する側に立ち、住民主導の活動を支援し、住民主役の防災、減災、交通安全及び防犯体制の確立を目指します。

地域の中で、災害時要援護者をつなぐ支えあいのシステムをつくりあげていく過程を大切にし、そのことにより育まれる地域の福祉力の醸成を図っていきます。

### 〈緊急時・災害時支援体制の確立〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
災害ボランティアセンター設置運営 マニュアルの見直し	訓練等を通じ、問題点を見直し、マニュアルの質を向上していきます。	災害関係団体との連携を図りながら、マニュアルを年度毎に検証し、有事の際に活用できるよう刷新していきます。
災害ボランティアの養成	災害ボランティアの重要性を広め、有事に活動できる人材の養成に努めます。	常時から災害ボランティアセンターの周知や人材養成の啓発の機会を作ります。
災害ボランティアグループとの連携	災害ボランティアグループ等と連携を図り、活動支援や情報交換に努めます。	連携を強化し、団体のもつ行動力、技術力を学び、有事に協働して対応できるようにしていきます。

### 〈防災・減災、交通安全及び防犯対策の推進〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
防災・減災、交通安全及び防犯対策の情報提供・推進活動への支援	社協だよりやホームページを通じて情報提供を行います。 住民が安心できるような、防犯見守り活動や耐震対策の促進に努めます。	地域活動の機会を捉えて、防災・減災・交通安全及び防犯に対する情報発信を積極的に行います。 住民が求める情報をキャッチし、市と連携し提供を行います。
災害ボランティア講座の実施	災害に関する情報提供・取組み、心構えの普及とともに、災害ボランティアの養成を図ります。	災害ボランティアの必要性の啓発や災害ボランティアセンターの運営体験等の講座を実施していきます。

### 〈災害時要援護者支援体制の強化〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
(新) 災害時要援護者支援体制の普及啓発	災害時要援護者の平時から顔の見える関係づくりに努め、普及啓発活動をしていきます。	小地域福祉ネットワークの普及啓発活動の中で、災害時要援護者等に対する平時からのつながりを深めていくことを推進していきます。



## 地域での取り組み

災害、犯罪に対して、地域住民が一体となり、自分たちの地域は自分たちで守るという共通意識をもって、それぞれの地域にあった人のつながりを大切にしたシステムづくりを考え、地域の福祉力を高めていきましょう。

### 〈緊急時・災害時支援体制の確立〉

いざというときに備え、市の防災計画や災害時要援護者避難支援体制への協力を基本に、地域の福祉活動の一環として地域住民の安全を確保するために自主防災会組織や区と連携して進めていきましょう。

取 り 組 み	活 動 内 容
災害時要援護者 避難支援体制への協力	高齢者、障がいのある人、寝たきりの人等の災害時避難について、自主防災や区と協力し、自分たちのできる取り組みを考えましょう。 例) 災害時要援護者避難支援(個別計画)への協力
災害時避難場所の確保と確認	地域ぐるみで災害時の安全な緊急避難場所の再確認を行いましょう。 例) 避難場所・避難経路(道)の確認

### 〈防災・減災、交通安全及び防犯対策の推進〉

災害・交通事故・犯罪等の防止または被害を最小限にするために「見守り・支えあう」システムづくりを検討し、地域で進めていきましょう。

取 り 組 み	活 動 内 容
防災・交通安全・防犯学習会の実施	地域で防災や交通安全・防犯に関する学習会を開催し、防災・防犯意識の高揚に努めましょう。 例) 小学生～高校生も交えた防災や交通安全・防犯に関する学習会の開催 高齢者や障がいのある人を交えた地域防災訓練・予防活動
自主防災会マニュアル 普及への協力	どんな場合にも対応できるように、より多くの人に参加できる地域にあった自主防災会マニュアルの見直しの提言をしましょう。 例) 自主防災マニュアルの見直しの提言、標語の募集
交通安全・防犯見守り体制の推進	交通安全・防犯対策に地域ぐるみで取り組む体制を考えましょう。 例) 通学路街頭指導、犬のおまわりさん活動 子どもの登下校時見守り活動 防犯パトロール、子ども110番
耐震対策普及活動	家屋の耐震対策、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止等の減災対策の推進に努めましょう。 例) 家屋の耐震対策、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止(高齢者・障がいのある人等への支援)

### 〈災害時要援護者支援体制の強化〉

災害時要援護者が地域で安心して暮らせるために、平時から支援者との顔の見える関係づくりに努め、地域の支援体制の強化を図っていきましょう。

取 り 組 み	活 動 内 容
(新) 災害時要援護者の日常の 見守り・支援体制の強化	平時から顔の見える関係性を築き、地域にあった支援体制を考えましょう。 例) 要援護者の把握、小地域福祉ネットワーク活動の実施 福祉マップの作成、緊急時連絡網の作成 災害時要援護者への避難訓練参加の呼びかけ



## 2 地域をつなぐ

### 〈市民アンケート〉

Q あなたが、近所に暮らす高齢者や障がい児・者、子どもなどに対して、支援や協力できることは何ですか。

⇒「話し相手」や「あいさつや安否確認などの声かけ」と答えた人が2割強います。

Q あなたの家族が日常生活で介助や支援が必要になった場合、あなたは、近所の人などから手助けしてもらうことについてどう思いますか。

⇒「是非お願いしたい」、「どちらかというをお願いしたい」を合わせると、5割の人がお願いしたいと考えています。

⇒逆に40～50代については、回答が低い傾向にあります。

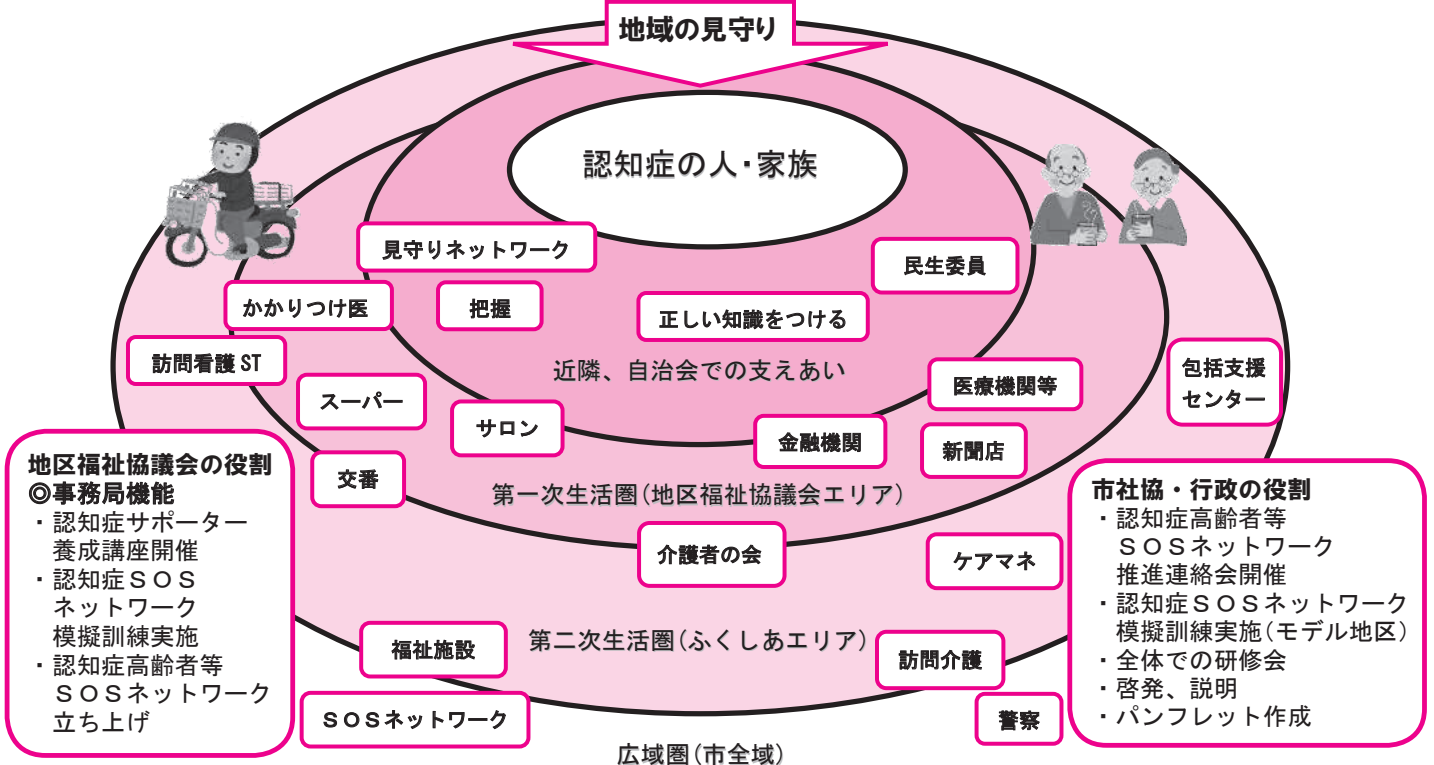
(40代36.2%、50代34.4%)

Q 掛川市では、小地域福祉ネットワーク活動が各地区で推進されています。あなたが、この活動に期待することは何ですか。

⇒1番目に「日常的な見守り」2番目に「孤独感の解消」3番目に「災害時の対応」4番目に「緊急時の通報」でした。特に50歳以上の方は、「日常的な見守り」を期待している割合が高く(50代25.8%、60～64歳25.9%、65～69歳24.4%、70歳以上25.6%)、また、40代、65～69歳の方は、「孤立感の解消」を期待している割合が高いです。

### ②地域をつなぐ 認知症の見守り

#### 支えあいネットワークの構築





## 市の取り組み

掛川市地域健康医療支援センター「ふくしあ」を拠点に、行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会、訪問看護ステーションが連携することにより、気軽に相談できる窓口の確保をはじめ、まちづくり協議会や地域の企業・関係機関との連携を強化し、見守りネットワークの構築をはじめとする共に支え合う地域福祉を推進し、住民が安心して地域で生活できるように努めます。

## 〈ニーズ把握体制の強化〉

重点施策	主管課	事業内容
実態把握調査及び総合相談の充実	福祉課 高齢者支援課 地域医療推進課	民生委員による高齢者実態把握調査による情報を通じて、支援が必要な高齢者の実態把握を図る。
<b>●関連する事業</b> <b>【福祉課】</b> 民生委員活動 <b>【高齢者支援課】</b> 民生委員と地域包括支援センター連携による高齢者実態把握調査、救急医療情報キットの配布 <b>【地域医療推進課】</b> 総合相談		

## 〈身近な支えあい体制の推進強化〉

重点施策	主管課	事業内容
訪問活動・周知活動の充実及び見守りネットワークの推進	福祉課 地域医療推進課 高齢者支援課 保健予防課	民生委員や地域包括支援センター「ふくしあ」の訪問活動を通じてニーズを把握し、安心して生活できる地域づくりの推進を図るとともに、ひとり暮らしの高齢者家庭等への訪問活動や見守りネットワーク事業を推進します。
<b>●関連する事業</b> <b>【福祉課】</b> 民生委員活動 <b>【地域医療推進課】</b> 周知訪問、民生委員や地域包括支援センター、社会福祉協議会との連携による支援 <b>【高齢者支援課】</b> 地域包括支援センター訪問実態調査、高齢者見守りネットワーク推進事業、高齢者見守りサポーター養成講座 <b>【保健予防課】</b> 保健師の訪問指導、保健委員の地区保健活動(保健委員だよりの発行) 食生活推進員の活動、健康カレンダー発行、健康相談のお知らせ		



ふくしあにおける  
多職種連携



中部ふくしあ開設



## 社会福祉協議会の取り組み

「地域をつなぐ」において、社協では、身近な地域健康医療支援センター「ふくしあ」のコミュニティソーシャルワーカー(CSW)(※)を中心に、ニーズの把握に努めます。住民自身が自らの地域を見つめ、地域内の福祉ニーズや生活課題を共有しながら、その解決に向けて取り組む地区福祉協議会活動を支援していきます。

年々増加している認知症の人の支援を始め、誰もが地域で安心して暮らせるためには、公的なサービスとあわせて、地域住民の「見守り」と「支えあい」が必要となります。住民、行政、専門機関、市民団体やグループ等多様な主体と協働し、地域の人と人をつなぐ「小地域福祉ネットワーク活動」を地区福祉協議会の取り組みとして推進支援していきます。

### 〈ニーズ把握体制の強化〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28~32年度)
相談事業、 在宅福祉活動による ニーズ把握	社協の実施する各種相談事業、在宅福祉活動によるニーズ把握を行い、社協の福祉事業の見直しにつなげていきます。	ふくしあや各種相談事業からあがってくるケースを社協内で共有化を図り、関係機関と連携し当事者支援をするためのシステム作りをしていきます。

### 〈身近な支えあい体制の推進強化〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28~32年度)
「小地域福祉 ネットワーク活動」の 立ち上げ、活動支援 研修会の実施	「小地域福祉ネットワーク活動」パンフレットを活用し、活動の必要性、効果等について周知啓発し、立ち上げと活動支援をします。	ふくしあCSWが地域に入り、地区福祉協議会や民生委員と連携を取りながら、立ち上げ、活動支援をしていきます。また、ネットワーク研修会を開催し、普及啓発に努めていきます。
認知症の人の見守り・ 支えあいネットワークの 推進	認知症の人等、地域の見守り活動を推進し、その人が安心して生活できるシステムを構築していきます。	各地区福祉協議会や関係機関と連携し、認知症の人の見守り・支えあいネットワークを構築していきます。また、モデル地区を指定し、啓発のための研修会を開催していきます。

(※)コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

住民等からの相談を受け、地域の中へ入り、地域の人々や関係機関と協力して課題を明らかにし、解決の方向に向けた支援をする専門職のこと。



小地域福祉ネットワーク活動研修会(社協)  
東部会場



## 地域での取り組み

地域に暮らす人々のさまざまな福祉課題の把握に努め、認知症の人の見守りなどの課題を共通認識とし、福祉活動につなげていきましょう。また「誰もが安心して暮らすことができる地域づくり」を目指し、地区まちづくり協議会の組織力・連携力を活かしながら、地域にあわせた「困ったときはお互い様」の新たな「支えあい」のシステムづくりを考えていきましょう。

### 〈ニーズ把握体制の強化〉

目には見えにくい困りごとを見逃さないよう、身近な地域の状況を把握するニーズ・キャッチ体制を考えましょう。

取 り 組 み	活 動 内 容
ニーズ把握調査活動	住民の福祉課題の把握をするため、アンケート等の調査活動をしましょう 例) 住民アンケート調査、アパートの状況調査 一人暮らしや高齢者のみの世帯の聞き取り調査
住民懇談会の開催	顔の見える関係の中で「地域の暮らしで困ったこと、こうなったらいいなど 思うこと」を話しあい、ニーズを共有してみましょう。さらに、その解決に向 けた取り組みについても話し合しましょう。 例) 地区福祉懇談会、当事者懇談会(障がい者、高齢者、介護者・子育て 中の親など)

### 〈身近な支えあい体制の推進強化〉

地域の中の「気になる人」に対する「見守り」や「訪問」「声かけ」を通じ、必要に応じて地域でできる「支援活動」につなげていく、支えあいの仕組みづくりに取り組みましょう。地域の防犯・防災活動にもつながっていきます。

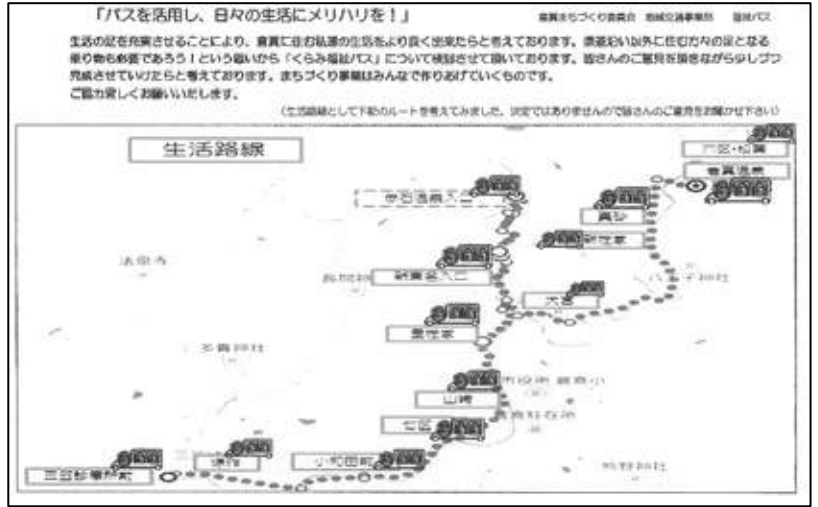
取 り 組 み	活 動 内 容
「小地域福祉ネットワーク活動」の 検討・実施	見守り・支えあいネットワーク活動として地域にあった「小地域福祉ネット ワーク活動」を検討し、実施していきましょう。 例) 小地域福祉ネットワーク活動の説明会・学習会の実施 活動の検討準備会の開催
安否確認の声かけ運動	孤立や孤独死の防止、福祉課題の早期発見のため、日常生活の中で自 然にできる声かけ運動をしましょう。 例) 隣近所への声かけ運動、外からの見守り 一人暮らし・高齢者世帯への食事の宅配サービス活動
既存の見守り活動との連携	既存の見守り活動と連携し、支援を必要とする人の情報の共有を進めま しょう。 例) シニアクラブ友愛訪問活動との連携
(新) 認知症の人の 見守り・支えあい活動の推進	認知症の人を含めた地域の支えあい活動を推進していきましょう。 例) 認知症の人の地域の見守り、支えあい SOS ネットワークの構築 認知症サポーター養成講座等の開催



福祉バスを考える為のアンケート  
(倉真地区)



声かけネットワーク委員会  
(原谷地区幡鎌区)



小地域福祉ネットワーク研修会  
(大坂地区センター健康福祉部)



福祉懇談会  
(粟本地区福祉協議会)

小地域福祉ネットワーク 関係図



小地域福祉ネットワーク活動普及推進パンフレット(社協)

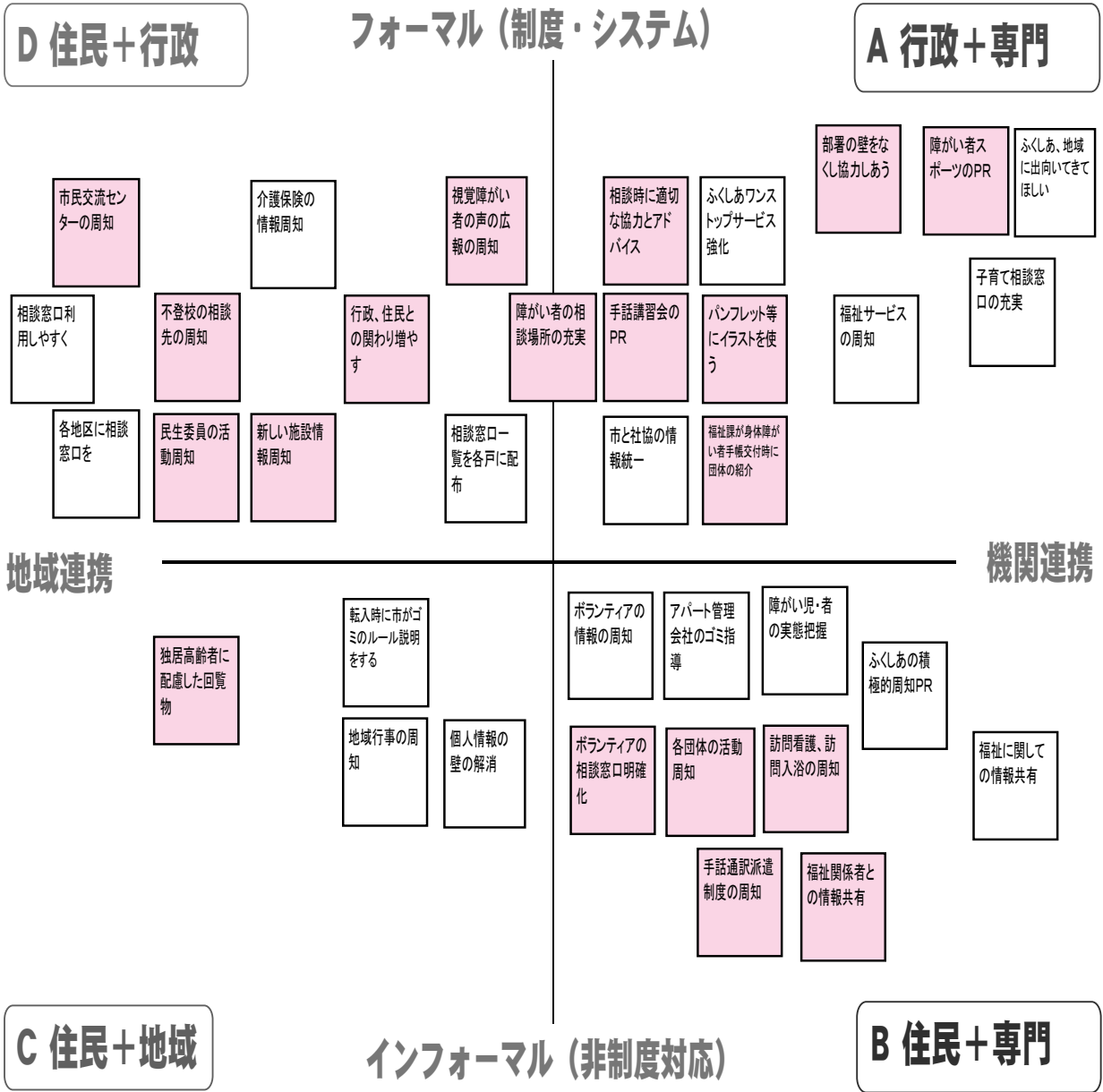


# 3 情報をつなぐ

## ● 理念

現代の医療・保健・福祉のポイントは、利用者が自己選択をするための「情報ネットワーク」だと言われています。家庭や地域には、子育て、老い、障がい、病いさらには児童・高齢者に対する虐待など多様な生活課題があります。必要なサービスを的確に利用していくために、多様な相談機能があり、多彩な情報提供の機会があり、そして何よりも利用者の権利と暮らしが適切に保障されていくための支援がなければなりません。当事者がひとり抱えて悩むことなく、問題を身近な地域で共有化しつつ、住民が情報を発信したり、学習したりする機会を増やしていきます。

- 施策
- ①各種相談事業の充実
  - ②情報提供活動の充実
  - ③権利擁護体制の充実



### 3 情報をつなぐ

#### 〈市民アンケート〉

Q あなたは、福祉の相談窓口や福祉サービス情報などの必要な情報は、十分入手できていますか。

⇒20～50代は、「ほとんど入手できていない」、「全く入手できていない」を合わせると、5割を超える人が情報を入力できていませんでした。(20代56.7%、30代58.0%、40代50.8%、50代53.1%)

⇒逆に60歳以上は、「十分入手できている」、「ある程度入手できている」を合わせると、5割を超える人が入手できています。(60～64歳56.1%、65～69歳58.0%、70歳以上68.1%)

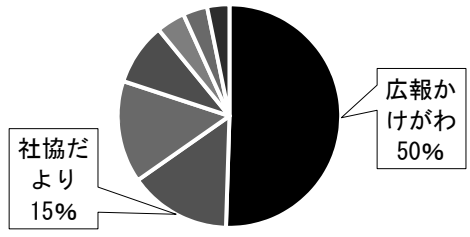
Q 具体的に情報をどこから入手していますか。

⇒男女共に「広報かけがわ」が過半数を超えています。

(男性56.7%、女性55.2%)

(2番目は男性「社協だより」、女性「専門機関」)

⇒65歳以上の人(65～69歳18.3%、70歳以上20.7%)は、「地元の人・組織・民生委員など」から入手している人が多いです。



Q あなたは、困りごとがおこった時、どこに相談しますか。

⇒30代の約4人に1人は、「どこに相談してよいかわからない」と答えています。(24.6%)

⇒60～64歳の約2人に1人が、「身近にはないが、専門機関等に相談する(ふくしあ・市窓口・社協窓口など)」と答えています。(47.8%)



ふくしあガイドマップ

ふくしあマップ(介護)



## 市の取り組み

地域や家庭で抱えている、子育て、老い、障がい、病気など複雑かつ多様化している相談に対応するため、多種多様な相談窓口を開設し、問題解決に向けて的確な対応ができるよう関係機関との連携強化を図ります。

また、知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が十分でない方の財産管理や身上監護を本人に変わって成年後見人が行い、安心した生活が行えるようにします。

### 〈各種相談事業の充実〉

重点施策	主管課	事業内容
各種相談事業の充実	福祉課 地域医療推進課 高齢者支援課 こども希望課ほか	多様な相談ニーズに対応するため各種の相談事業を充実するとともに新しいシステムづくりに努めます。

#### ●関連する事業

【福祉課】弁護士会無料法律相談、人権身の上相談、障害者相談事業、こころの健康相談事業、心身障害児訪問相談事業

【地域医療推進課】ふくしあ健康相談、ふくしあ出張健康相談、総合相談

【高齢者支援課】地域包括支援センター総合相談、介護相談員派遣事業、高齢者団体への健康教育

【こども希望課】家庭児童相談室、地域子育て支援センター、つどいの広場事業、児童交流館、児童館における子育て相談

【保健予防課】成人一般・重点(生活習慣病予防)健康相談、子育て相談指導員派遣事業、子育て世代包括支援センター事業

【危機管理課】交通事故相談

【産業労政課】消費者生活相談、内職相談

【企画政策課】行政相談

【生涯学習協働推進課】女性相談

【社会教育課】青少年相談

### 〈情報提供活動の充実〉

重点施策	主管課	事業内容
情報提供の充実	地域医療推進課 こども希望課 ほか	地域の福祉ニーズを住民相互で理解を深め、支えあって行くために関連する情報を積極的に提供します。

#### ●関連する事業

【地域医療推進課】ふくしあガイド、ふくしあマップ、ふくしあだよりの発行、配布

【こども希望課】要保護児童対策地域協議会、児童虐待防止推進月間の周知、里親制度の周知

【こども政策課】子育て総合案内サイト「かけっこ」の開設

【保健予防課】予防接種、健診・相談説明会、健康カレンダー発行、保健だより(保健活動推進委員)発行、食推だより(健康づくり食生活推進員)発行

【企画政策課】広報かけがわの発行

【議会事務局】かけがわ市議会だよりの発行

【IT政策課】ホームページの開設、情報格差是正事業

### 〈権利擁護体制の充実〉

重点施策	主管課	事業内容
権利擁護体制の充実	福祉課 高齢者支援課	高齢者・障がいのある人等に対する権利侵害を防ぎ、いのちと暮らしを擁護していくためのシステムを構築するとともに、地域の理解と協力が根付いていくよう啓発活動や学習機会の充実を図ります。

#### ●関連する事業

【福祉課・高齢者支援課】成年後見制度利用支援事業



## 社会福祉協議会の取り組み

ふくしあを始め、種々の相談窓口を開設して、住民の抱えている悩みに対応し、問題解決に向けて的確な情報を関係機関につないでいく体制づくりを目指します。また、より多くの福祉情報をさまざまな方法で発信し、福祉への理解を拡げていきます。

あわせて、高齢者や障がいのある人など、支援の必要な人たちに対して権利を守るとともに、サービスの利用支援を図っていきます。

### 〈各種相談事業の充実〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
福祉総合相談事業	生活のあらゆる困りごとに対応し、随時受け付け、的確な相談の上、関係機関につなげていきます。	市民の生活の困りごとの相談に随時対応していきます。 個人の困りごとを地域全体の問題へと整理し、地域の支援体制につながるよう検討していきます。
心配ごと相談事業	民生委員と学識経験者等が相談員となり、月4回、相談所を開設します。	解決できない相談に対しては、職員と相談員が連携を取り、各ふくしあや関係機関へ繋げていく体制を強化していきます。
結婚相談事業	民生委員等が相談員となり、月3回(その内1回は女性専用相談日)、相談所を開設します。	商工会議所や行政と連携を図り、周知活動を工夫し登録者を増やし、婚姻成立が増えるような取組をしていきます。 相談体制の強化を図っていきます。
子育て、療育相談事業	育児に不安のある保護者に月1回相談支援をしていきます。(要予約)(会場は徳育保健センター)	適切な支援方法を検討し、子ども希望課、保健予防課、発達支援センターめばえ等子育て支援機関と連携して相談対応していきます。 研修による資質向上と相談の周知を図ります。
介護相談事業	介護に関するあらゆる相談を随時受け付けます。	広く市民からの介護相談に対応していきます。 社協の他の事業と連携をとり、介護者や介護を受けている人が安心して在宅で生活できるよう支援していきます。
ボランティア相談事業	ボランティアコーディネーターを配置し、随時、相談・支援に対応します。	ボランティア活動希望者・相談者への適切・有効・迅速な情報提供に努めます。 市内の施設等からのボランティア情報の集約方法を検討していきます。
児童発達相談員 派遣事業(受託事業)	発達支援、育児支援が必要な就学前の児童や保護者に対して、自宅へ訪問し、療育支援、相談支援をします。 福祉課、保健予防課及び関係機関とケース会議等を行い、連携した支援を行います。	定期的に家庭を訪問し、家庭状況を把握しながら支援できる社協独自の事業として継続実施していきます。

子育て相談指導員 派遣事業(受託事業)	保健予防課の事業計画に従って、発達に心配のある子の早期発見、療育支援をしていきます。又、親の育児力アップ支援、子育ての相談支援、養育支援を行います。	子育て相談、健診、療育教室等を行い、児の健全な発達を支援していきます。子育て支援、発達障がい等の研修を受け、さまざまなケースに対応できるようにしていきます。各子育て支援機関、療育機関との連絡を密にし、連携して支援していきます。
善意銀行貸付事業	低所得世帯に対し緊急かつ一時的に必要な資金を貸し付け、適切な指導を行います。	低所得者に対して緊急かつ一時的に最低限の貸し付けを行います。償還指導を含め、その後の安定した生活が定着するようふくしあ等と連携し、支援をしていきます。
生活福祉資金貸付事業	低所得世帯、障がい児世帯、高齢者世帯等へ低利な資金を貸し付け、経済的自立を支援します。	貸付けを行うとともに償還指導を含め、その後の安定した生活が定着するようふくしあ等と連携し、支援をしていきます。

### 〈情報提供活動の充実〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
社協だよりの発行	社会福祉協議会の機関紙として「社協だよりの発行」を全戸に配布し、福祉情報を提供します。	編集委員会にて、市民に読まれる紙面づくりを目指し、内容・情報・レイアウト等を検討していきます。市民委員を入れた編集委員会を検討していきます。
ボランティア情報の提供	ボランティアと活動をつなげるボランティア情報の提供をします。	ボランティア活動希望者と活動をつなげる情報提供、ニーズに対応した内容の充実をしていきます。施設等のボランティア募集情報を集約する仕組み作りに取り組みます。
児童館・児童交流館だよりの発行	行事予定や参加募集記事を主とした児童館・児童交流館だよりを毎月発行します。	児童館・児童交流館だよりは継続して、学校・幼稚園・関係機関を通して配布していきます。
介護者通信「ひといき」の発行	介護者支援としての介護情報誌を発行します。	会員の声を聞き、会員同士がつながれるような紙面づくりをしていきます。配布、設置場所を工夫します。
社協ホームページによる情報発信	インターネットを利用して、最新の福祉情報の発信をします。	事業の募集や実施報告などの情報をタイムリーに更新し、最新情報を市民に発信していくシステムを構築していきます。
インターネット活用による地区福祉協議会活動の情報提供	インターネットを活用して、地区福祉協議会活動の情報提供をしていきます。	社協ホームページを活用し、各地区福祉協議会の取り組みを情報発信できるようにします。
特技ボランティアリストの活用	特技ボランティアリストを地域福祉活動につなげます。	地域や施設等の人をつなぎ、ニーズに応え、活用されるよう内容を充実していきます。新たな登録者の発掘に努めます。

〈権利擁護体制の充実〉

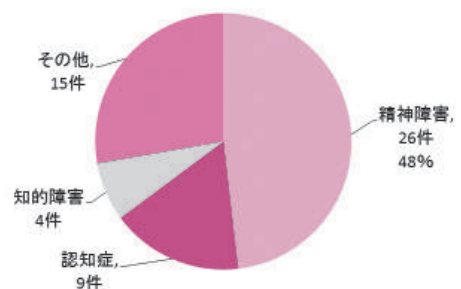
事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28~32年度)
日常生活自立支援事業	高齢や障がいなどで日常生活に不安のある人と契約を結び、福祉サービス利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かりなどの支援を行います。	新規の対応や支援回数が増加するために生活支援員や専門員の増員を含めた体制を検討していきます。 成年後見制度への移行が必要なケースを見極め、移行支援していきます。
成年後見制度の普及・推進	成年後見制度の普及や利用の支援を行います。	関係機関と連携し、社協が法人後見を行う必要性や可能性を検討し、市民後見人の検討、権利擁護センター立ち上げの検討をしていきます。
福祉サービスにおける苦情の受付	社協の福祉事業に対する苦情受付を行い適切な解決を図ります。	職員の危機管理意識を高め、市民サービス向上に努めます。 苦情を改善への提言として前向きにとらえ、課題検証し改善に努めます。
苦情解決第三者委員会の設置	苦情解決に対して社会性や客観性を確保し、サービス利用者の立場や特性に配慮し、適切な対応をするために第三者委員会を設置します。	引き続き委員会を設置し、市民サービス向上に努めます。



介護者つうしん ひといき  
社協だより  
交流館だより

日常生活自立支援事業の実績

利用者(契約者)件数 54件(内、生活保護 15件)  
相談件数 月平均400件 支援回数 月平均 80件





## 地域での取り組み

日常生活の中で困りごとを解決していく情報収集力を培うために、地域で開催する研修会に参加し、行政、社協、関係機関の発信する情報に関心を持ちましょう。

また、地域で福祉実践活動を多くの人に理解されるように、わかりやすい情報発信を行いましょう。

### 〈各種相談事業の充実〉

行政や関係機関と連携し地域の公共施設を利用した出前相談の機会を設けましょう。

取 り 組 み	活 動 内 容
出前相談日の設置	地域の行事や、地区福祉協議会の行事等にあわせて、各ふくしあと連携をとり気軽に相談できる機会を設けましょう。 例) 介護・育児・健康等の出前相談 専門機関と連携した相談コーナーの設置

### 〈情報提供活動の充実〉

地域での福祉実践活動をより多くの人に理解されるよう地域から情報発信し、啓発しましょう。

取 り 組 み	活 動 内 容
地区福祉協議会活動紹介	だれもが読んでわかりやすい地区福祉だより等の広報誌を発行しましょう。また、地域開催のイベントなどで福祉コーナーを設け情報提供をしましょう。 例) 地区福祉だより等の発行、福祉コーナーの設置、声の広報活動

### 〈権利擁護体制の充実〉

子ども、女性、障がいのある人、高齢者など、自分の権利をうまく主張できない人の「権利を守る」ことについて学びましょう。地域の中で権利侵害事例を早い段階で対処できるよう専門機関につなげましょう。

主 要 事 業	事 業 内 容
権利擁護学習会の開催	「権利を守る」ための制度・機関の仕組みを住民が学び、権利擁護の目を養うための学習会を開催しましょう。 例) 児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待等の学習会開催
権利擁護通報システムへの協力	「児童虐待」「高齢者虐待」「障がい者虐待」「DV」など権利侵害事例を早期に発見し専門機関につなげましょう。 例) 児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、DVなどの発見・通報

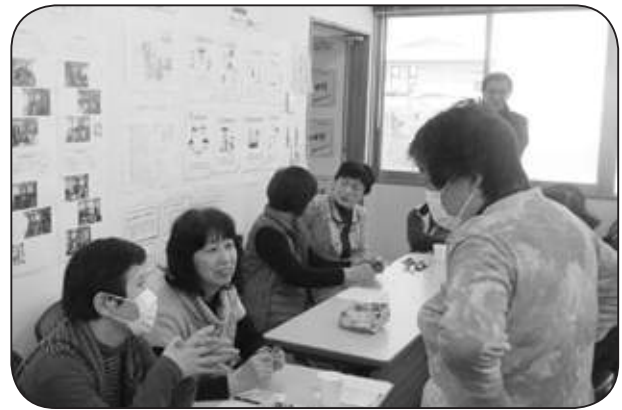




福祉だより  
(西郷地区福祉協議会)



活動紹介  
(曾我地区福祉協議会)



福祉ふれあいまつり  
(大須賀第二地区福祉協議会)



活動紹介  
(東山地区福祉協議会)



ふれあい広場での地区福祉協議会  
活動紹介 (社協)

# 4 人がつながる

## ● 理念

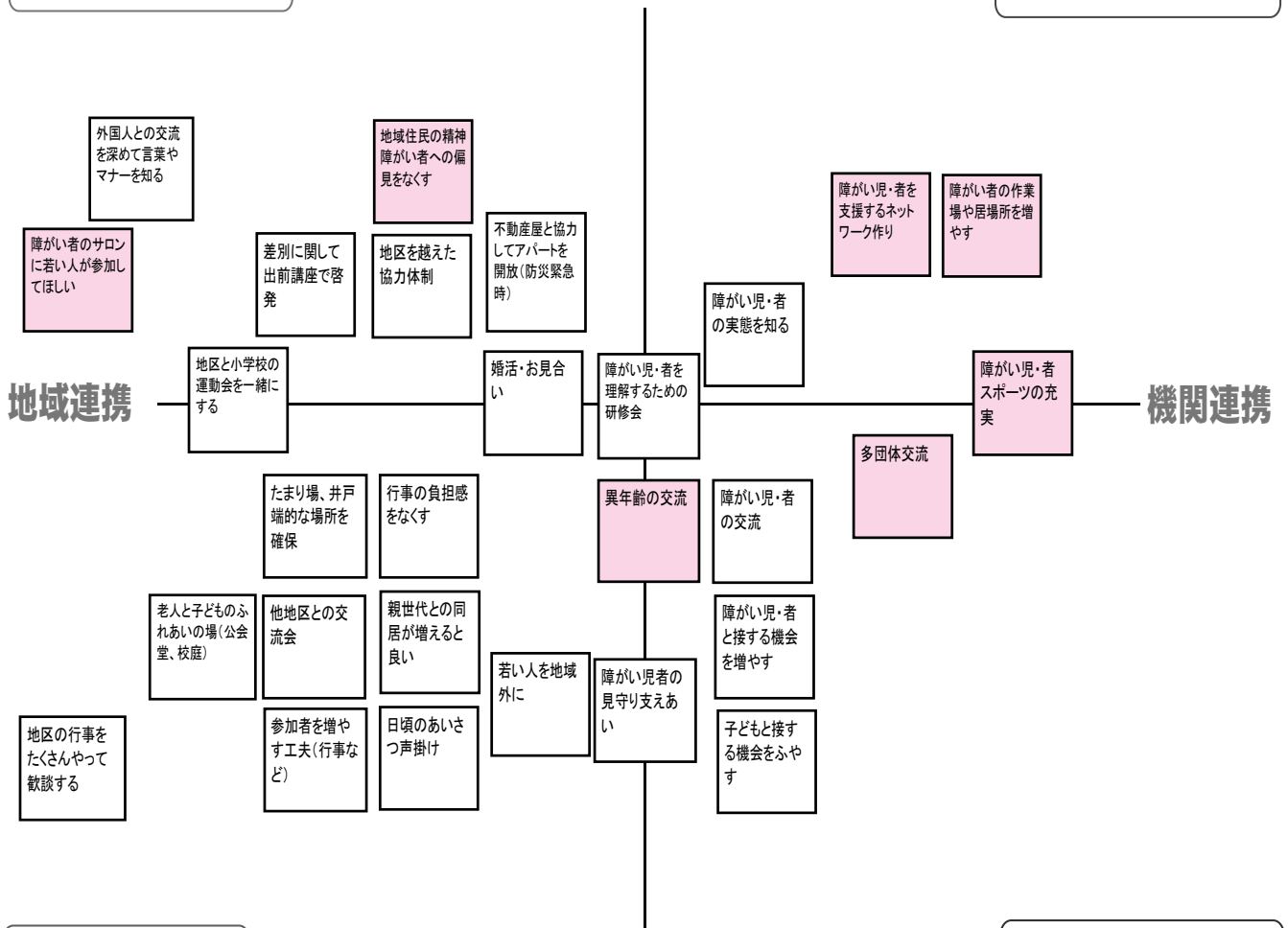
文化の多様性を認めあい、異なった考え方や価値観を尊重しあうことが「交流」することの意義です。自分が慣れ親しんできた地域の規範や習慣、伝統と相反する他の文化や生き方を批判するのではなく、むしろ多様性や異質性を豊かな文化の土壌として認めあうことが大切です。地域には様々な人々が暮らしています。互いに理解しあうためには豊かな想像力が必要であり、地域や職場、学校等でも学びあい、交流の場をとおして、お互いを受容することが不可欠となっています。また、地域には、高齢者、子育て中の親子、障がい者やその家族、介護者、外国人など、交流の場所を求める人が多くいます。人と人との交流が、孤立を解消し共生の活力につながります。交わりと対話から多くの出会いと感動が生まれ、人がつながる地域が育っていきます。

- 施策 ①多様な人々や世代をつなぐ交流活動の充実  
②障がい児(者)との交流活動の促進

### D 住民+行政

### フォーマル（制度・システム）

### A 行政+専門



### C 住民+地域

### インフォーマル（非制度対応）

### B 住民+専門

## 4 人がつながる

### 〈市民アンケート〉

Q あなたは、地区における福祉の活動・懇談会・イベントなどに参加したことがありますか。

⇒20～40代までは、「まったく参加しない」が5割を超えています。

(20代56.8%、30代53.2%、40代50.0%)

⇒65歳以上の方は「よく参加している」「ときどき参加している」の割合が高いです。

(65～69歳30.9%、70歳以上41.6%)

Q 掛川市では、ふれあい・いきいきサロン活動が各地区で推進されています。あなたが、この活動に期待することは何ですか。

⇒1番目に「出会い・交流の場」、2番目に「生きがいづくり」、3番目に「おしゃべりの場」、4番目に「健康づくり」、5番目に「仲間づくり」でした。

⇒3番目については、男性が「仲間づくり」、女性は「おしゃべりの場」と答えており、男女別に違いがありました。



ふれあい広場（社協）



笑顔のつどい 簡単クッキング（社協）



外国人との国際交流



おしゃべりサロン のんびり（社協）



市の取り組み

社会のグローバル化が進み、国籍や民族など異なる人が地域で生活する上で文化の違いを認めあい、共に生きていくことを目指しています。超高齢化に伴い、世代間の考え方や価値観の相違がある中で、まちづくり協議会の活動を中心にお互いに知り合い、協力し合える地域として活性化される地域になるように支援しています。また、障がい児(者)との交流活動を行い、誰もが公平平等に接することのできる地域をつくっていきます。

〈多様な人々や世代をつなぐ交流活動の充実〉

重点施策	主管課	事業内容
外国人生活支援事業の実施	生涯学習協働推進課 こども希望課 保健予防課	外国人との交流事業や日本語教室を通じて、日本文化、日本社会への理解促進を図り、互いに地域社会の構成員として交流活動の促進を図ります。
介護家族者の支援事業	高齢者支援課 地域医療推進課	在宅介護者の会や包括支援センターなど関係機関と連携し、高齢者等を介護している家族の支援を行います。

●関連する事業

- 【生涯学習協働推進課】日本語教室開催事業、外国人生活支援事業、国際交流団体への支援、姉妹都市交流事業、男女共同参画講演会の開催、各種審議会への女性登用促進
- 【こども希望課】外国人児童保育事業
- 【保健予防課】健康カレンダー外国語版配布、国際交流団体への協力
- 【高齢者支援課】家族介護支援事業、認知症サポーター養成講座
- 【地域医療推進課】総合相談

〈障がい児(者)との交流活動の促進〉

重点施策	主管課	事業内容
障がい児(者)交流活動への支援	福祉課 地域医療推進課	地域の理解と協力が得られ、交流ができるように、小・中・高校生の福祉体験及びふれあい広場等地域事業への積極的な参加に対して、各事業所とともに支援を行います。

●関連する事業

- 【福祉課】障がい児(者)交流活動への支援
- 【地域医療推進課】希望の丘運営委員会、希望の丘事業者連絡会による交流事業計画



## 社会福祉協議会の取り組み

「人がつながる」においては、地域に暮らすさまざまな人が社会参加できるための支援をしていきます。知りあうためのいろいろな場を提供し、その出会いを基として、大きな人の輪につなげていきます。

### 〈多様な人々や世代をつなぐ交流活動の充実〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
ふれあい広場	福祉をテーマに、子どもから大人までが楽しみながら、学習できるふれあいのイベントを開催していきます。	市内全域からの参加を促すような工夫をしていきます。 新たな企業からも実行委員を募ります。 外国人との交流の場となるような企画を検討していきます。
在宅介護者支援事業 (受託事業)	在宅介護者の集い・家族介護者交流会など、在宅で介護している人のリフレッシュや情報交換の場を提供していきます。	在宅で介護されている人のニーズを把握し、介護者の支援につながる事業を実施していきます。
認知症家族介護者交流事業「笑顔のつどい」 (受託事業)	認知症の人を介護している人がお互いに悩みを相談し、情報交換できる場を提供していきます。	認知症家族介護者が、より気軽に参加できる雰囲気作りを、会員と共に作っていきます。 今後さらに増えてくるであろう認知症家族介護者のための居場所となるよう周知や実施方法を、関係機関と連携し充実させます。
介護者サロン事業 (受託事業)	在宅で介護している人の、懇談・情報交換の場を作ります。	各ふくしあエリアで定期的開催していきます。 介護をされている人のニーズにあわせた実施の仕方を検討していきます。

### 〈障がい児(者)との交流活動の促進〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
青年学級	障がいの有無に関わらず高校生以上の余暇交流活動の場を提供していきます。	ボランティアの確保を図りながら、障がい者の余暇活動を支援していきます。 保護者参加の企画を実施し、事業の在り方を保護者、学級生と共に考えていきます。
ほっとほっとサロン	精神に障がいのある人たちの余暇活動の場として、サロンを実施していきます。	作業所やデイケア等に周知し参加者を増やしていきます。 活動啓発に努め、精神障がい者への理解と、幅広い世代の支援者を増やしていきます。
精神障がい者交流事業	精神に障がいのある人たちが、日常利用する施設の他に、交流する場を提供していきます。	施設、ボランティアと連携し、より充実した交流を図ります。
障がい者との交流の場づくり	障がいのある人と、知り合うきっかけとなる交流の場を提供していきます。	市民へ障がいについての理解を広め、当事者の社会参加の場を提供していきます。 企業との連携を図り、PRに努めます。



地域での取り組み

地域には子どもや、高齢者、障がいのある人、不登校の子ども、ひきこもりの人々、外国人等さまざまな人が暮らしています。地域に新たに引っ越してきた人、本当は人と関わりたいのに、関わる事ができなくて寂しい思いをしている人、人と知りあう機会の少ない人がいます。世代、言語・文化、障がいの有無などの違いを超えて、さまざまな人が知りあい、つながりあって交流できる機会や居場所等をつくっていきましょう。

〈多様な人々や世代をつなぐ交流活動の充実〉

人と人がつながりをもつために、まず必要なことは「その人を知ること」です。知らないということは、人のつながりを困難にします。多様な人々が交流できる機会や居場所を意識的につくっていきましょう。

取 り 組 み	活 動 内 容
ふれあい交流・つどいの開催	幅広い世代の人々がつながりを持てるような機会や、自らが役割をもち、当事者を含めての交流などをしていきましょう。隣近所、声をかけあい、地域行事に参加しましょう。
	例) 世代間交流、外国人・障がいのある人・高齢者等との交流 地域行事等の呼びかけと援助、当事者家族等の懇談会 異文化教室、男性の料理教室の開催
人が集う居場所づくり	日常的に人々が集いあえる居場所づくりのために、公会堂や公民館、空き家・空き店舗の活用をしましょう。
	例) 日常的に人が集える場所づくり、公会堂や公民館の活用 空き家・空き店舗の活用

〈障がい児(者)との交流活動の促進〉

地域の中で、障がいのある人が日常的に会話、交流ができるように、「知りあう、つながりあう」きっかけづくりとなる企画をしていきましょう。

取 り 組 み	活 動 内 容
障がい児(者)についての 学習会・交流会の開催	さまざまな障がい児(者)についての学習会、当事者を含めての交流会の機会を作りましょう。
	例) 障がい児(者)についての学習会・講演会 当事者を含めての座談会・茶話会・交流会 地区福祉協議会に障がい者部会の設置



青年学級（社協）  
この指とまれ



ほっとほっとサロン（社協）  
精神障がい者余暇活動支援



ふれあい交流会  
（千浜西区福祉委員会）



男の料理教室 出前講座  
（城西地区福祉協議会）



三世代交流 しめ縄作り  
（東山地区福祉協議会）



障がい児（者）家族茶話会  
（西南郷地区福祉協議会）



市歌タオル体操（和田岡ふくし館）

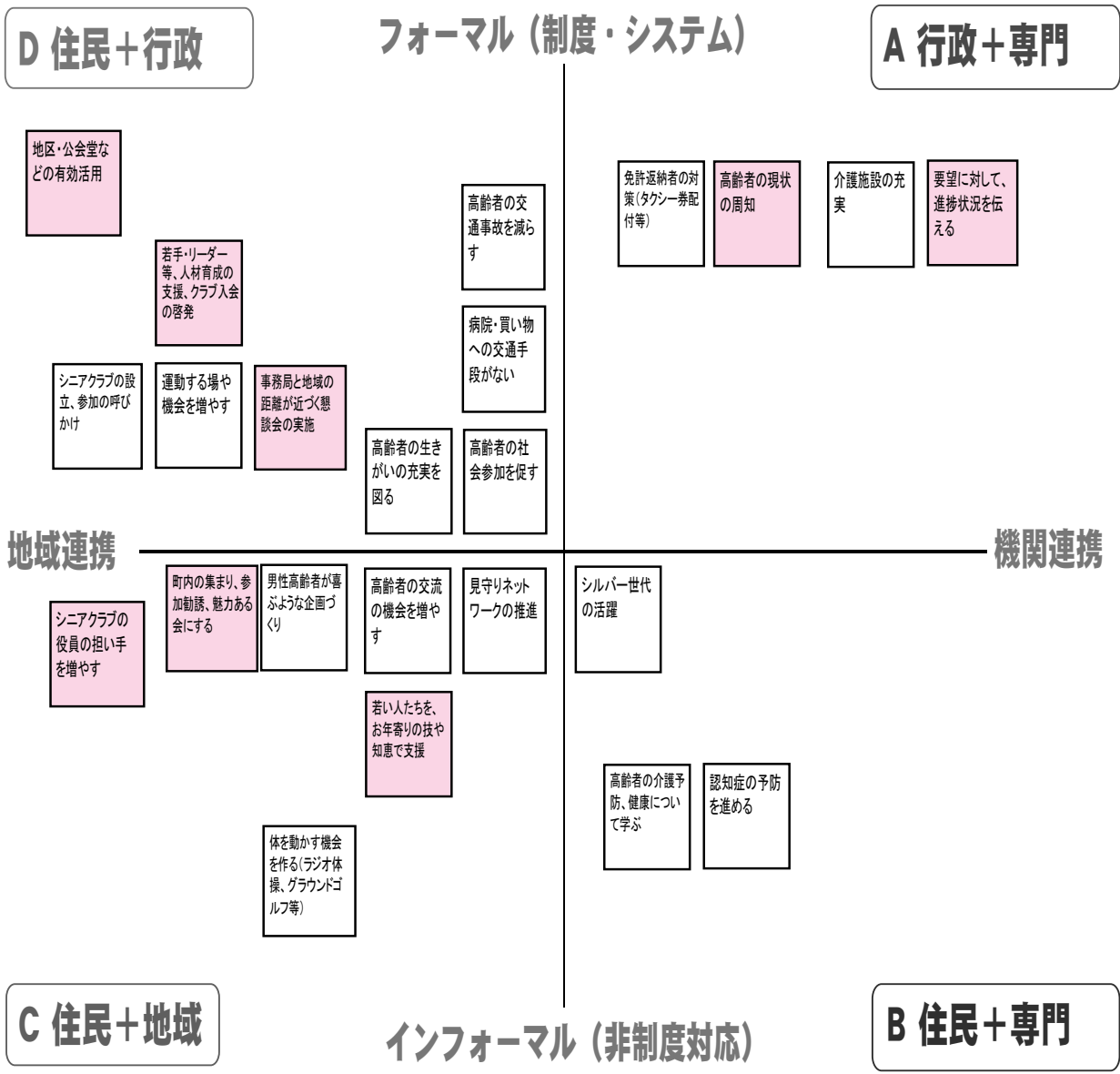
# 5 老いが活きる

## ● 理念

超高齢社会を迎え、地域社会の構造が変化してきています。働くことだけではなく、生きがいを高め、老後の生活を健全で豊かにする取り組みが求められています。これまでの経験や知識を活かして、地域において発言し、行動していく役割が期待されています。他方、介護が必要となる可能性もあります。慣れ親しんだ地域において、サービスを利用しながら交流を継続していくことも大切な生きがいです。いつまでも地域の人の輪のなかで生活が送れるように、多くの機会や場を整えていく必要があります。

- ### ■ 施策
- ① 高齢者の社会参加の促進
  - ② 健康日本一を目指したまちづくり

第4章





## 5 老いが活きる

### 〈市民アンケート〉

Q あなたの地区で、これからさらに必要とされる地域福祉活動はどのような活動だと思いますか。

⇒「一人暮らし・老老世帯の支援」、「高齢者の生きがいづくり」と答えた人が多いです。

⇒「一人暮らし・老老世帯の支援」では、1番に「話しかけ・話し相手訪問ボランティア」、2番に「簡単な家事支援活動（有料型）」、「高齢者の生きがいづくり」では、1番に「シニアボランティアグループの結成」、2番に「福祉農園などの農業指導」が多いです。



高齢者の生きがい教室（たまりーな）



体力測定（たまりーな）



ふれあい広場にてシニアクラブの活動紹介



かるやか健康教室（仁藤町公会堂）



介護予防体操（川久保集会場）



健やかステップ教室（さんりーな）



## 市の取り組み

県の指標である「お達者度」県下一をめざし、若年層からの健康教育を含め健康寿命延伸に向けた事業を各分野で横断的に推進します。介護が必要な状態にならないよう、高齢者自らが地域の社会活動に参加し、居場所をつくり、生きがいを持って生活し続けられるよう、自立支援に向けた介護予防の普及啓発を、すべての高齢者を対象に進めます。

要支援認定を受けるなど、サービス事業対象者となった方に対しては、訪問型サービスや通所型サービスによる介護予防と、住民ボランティア等が行う見守り活動等によって日常生活支援を行います。介護予防を担う人材の育成や地域活動組織の育成・支援、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等の関与など、効果的・効率的な介護予防に資する事業を積極的に展開します。

### 〈高齢者の社会参加促進〉

重点施策	主管課	事業内容
高齢者の積極的な社会参加の支援	高齢者支援課 社会教育課	シニアクラブやシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の積極的な社会参加を図ります。
<b>●関連する事業</b> <b>【高齢者支援課】</b> 老人福祉センター管理運営事業、シニアクラブ育成事業、シルバー人材センター支援事業、敬老会開催事業、生きがいと健康づくり事業 <b>【社会教育課】</b> 高齢者学級		

### 〈健康日本一を目指したまちづくり〉

重点施策	主管課	事業内容
介護予防事業の充実	高齢者支援課 保健予防課 地域医療推進課	介護サービスの質の向上を図るため、サービス事業者や介護支援専門員等の支援、要介護者の訪問相談業務など、介護サービスの質の向上に努めます。
<b>●関連する事業</b> <b>【高齢者支援課】</b> 介護予防事業の実施、生活管理指導員派遣事業、生活管理指導短期宿泊事業、居宅サービス保護措置費、かるやか健康教室、健やかステップ教室、配食サービス事業、生きがい活動支援通所事業、介護予防の健康教育 <b>【保健予防課】</b> 高齢者予防接種(インフルエンザ、肺炎球菌)、後期高齢者健診 <b>【地域医療推進課】</b> 介護予防等の健康教育、総合相談		



社会福祉協議会の取り組み

高齢者がもつ社会経験豊かな知識は大きな社会資源です。高齢者が力を発揮し、高齢者自身が住みなれた地域で、主体的にいきいきと生活できるよう健康長寿日本一に向けて支援していきます。

「出かける場をつくること」と「生活の場へ出向くこと」の両面から事業を展開することにより、より多くの人との関わりがもてるようにしていきます。また、介護保険制度の改正をうけ、地域の各団体との連携・協力のもと、社会孤立感の解消並びに自立生活の支援をしていきます。

〈高齢者の社会参加の促進〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
高齢者ふれあい・いきいきサロンの普及・推進支援	各地域で高齢者が歩いていける範囲のサロン活動の立ち上げ・運営を支援します。	CSWが地域に入り、住民の取り組みを支援していきます。 常設の居場所の立ち上げ、運営も支援します。
老人福祉センター管理運営(指定管理)	市内2センターの指定を受け、高齢者の生きがい活動の場を提供します。	高齢者の居場所と共に、介護予防に必要な筋トレ、体力測定できる場の提供をしていきます。 シニアクラブの活性化を支援します。
高齢者生きがい活動拠点事業運営(受託事業)	高齢者生きがい活動拠点事業を受託し、高齢者の生きがい活動の場を提供します。	
高齢者の生きがい教室	老人福祉センター・高齢者生きがい活動拠点における高齢者対象の各種教室の開催とその後の自主活動を支援します。	高齢者の居場所と共に、生きがいづくりを支援していきます。 講師として男性が活躍できる場を提供し、男性の参加者が増える企画を検討します。
掛川市シニアクラブへの支援(事務局)	高齢者の生きがい、健康づくりを目的に、会員の自主的かつ積極的な参画・協力のもと、各单位クラブ間での連携を深め、活動を支援します。	まちづくり協議会の一団体として地域の中で活躍していけるよう、支援していきます。 単位クラブ活性化の方法を役員と検討し、加入促進活動を支援していきます。

〈健康日本一を目指したまちづくり〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
生きがい活動支援通所事業(受託事業)	介護保険対象外の人で、家庭内に閉じこもりがちな人を対象としたデイサービス事業を実施します。	各会場とも、地域との連携の仕方を検討していきます。 高齢者だけの集まりにとどまらず、世代交流ができる環境作りを検討していきます。
生活管理指導員派遣事業(受託事業)	介護保険対象外の人で、家事に支援が必要な人へ生活管理指導員を派遣します。	関係機関と情報共有を図り、高齢者の自立した生活を支援します。



地域での取り組み

高齢者は、地域づくりに貢献する人材です。高齢者が持つ専門知識や優れた技術を伝承するとともに、指導者として、地域社会への参加を促しましょう。

地域の中で、高齢者が活躍できる場や、介護予防を意識した取り組みをすすめ、お達者度を高める活動をしていきましょう。

〈高齢者の社会参加の促進〉

高齢者が地域の担い手となる事業を積極的に推進していきましょう。

取 組 み	活 動 内 容
地元達人リストの作成	盆栽や手芸、囲碁・将棋・パソコンなど、趣味を活かして得意なことを教えてくれる人、放課後学童の見守りパトロールに参加できる人など、地域福祉活動に協力してくれる人のリストを作成しましょう。
	例) 地域福祉活動に協力してくれる人のリスト作成 高齢者の活躍の場づくり 趣味を活かして得意なことを教えてくれる人のリスト作成
ふれあい・いきいきサロンの実施	歩いていける範囲で、最低でも月1回程度、みんなが気軽に交流できる場所をつくっていきましょう。サロンに参加するだけでなく、協力者・企画者として意見を出しあい、サロン仲間の輪を拡げていきましょう。
	例) 歩いていける範囲で、月1回開催のサロン活動 男性の参加しやすい企画の工夫 活動者の発掘
シニアクラブ活動との連携	単位シニアクラブの活動を充実させ、地域福祉活動との連携を図りましょう。
	例) 会員増加に向けた取り組み、地域福祉活動との連携

〈健康日本一を目指したまちづくり〉

健康日本一を目指し、普段の生活の中で介護予防に取り組みましょう。

取 組 み	活 動 内 容
介護予防啓発講座の開催	健康を保持するために、健康体操教室や栄養管理等についての学習会などを開催しましょう。
	例) シニアクラブ活動・サロン活動での講座実施 健康体操教室、認知症サポーター講座、介護予防等の学習会



高齢者サロン活動  
(原泉地区福祉協議会)



高齢者サロン活動  
(第五地区福祉協議会)



高齢者サロン活動  
(大坂地区センター健康福祉部)



さわやか健康教室  
(桜木地区福祉協議会)



高齢者サロン活動  
(曾我地区高御所区)



高齢者サロン活動  
(三浜区福祉委員会)

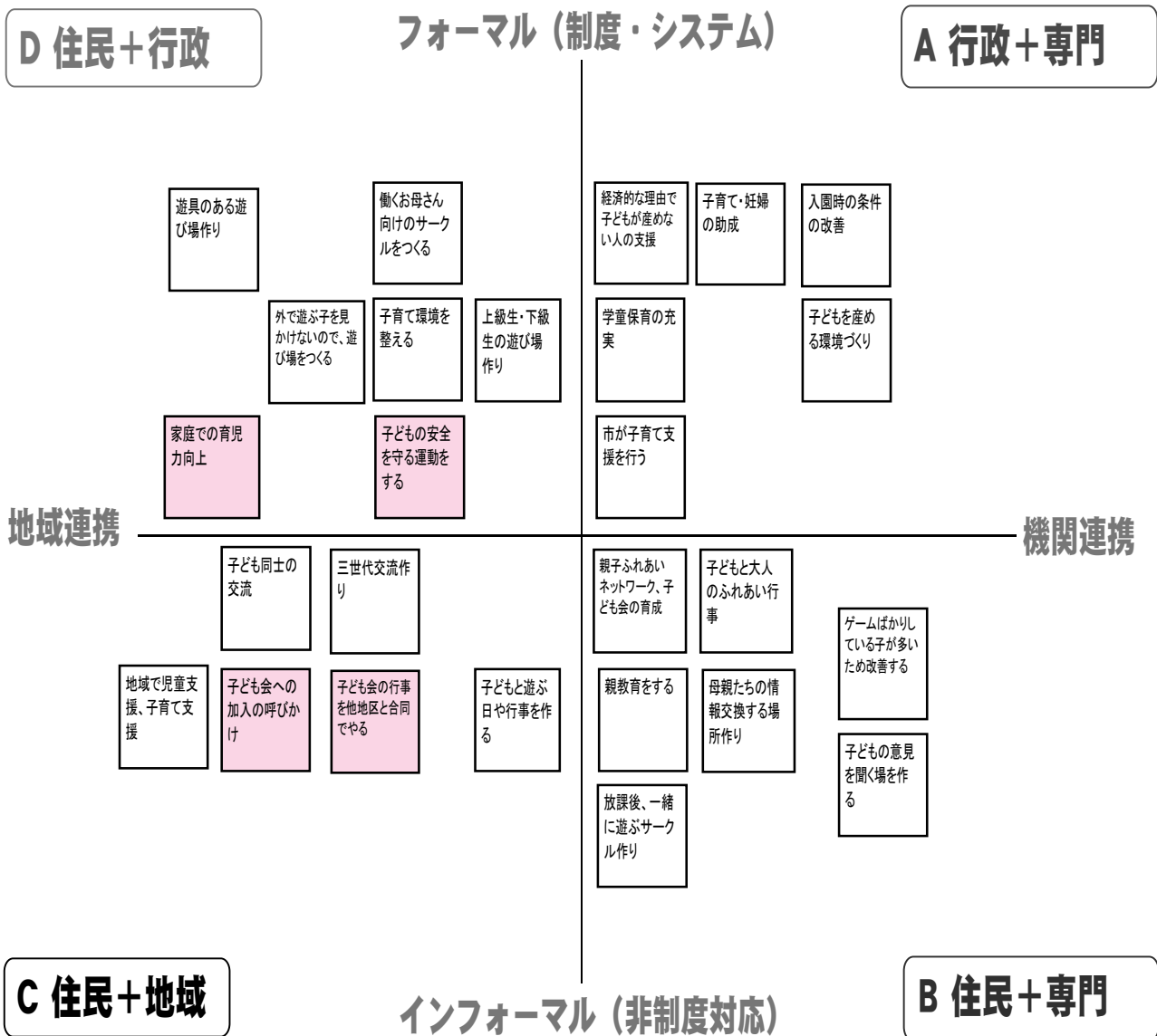
# 6 子どもが躍る

## ● 理念

超少子高齢化の時代だからこそ、子ども達が成長し、子どもの育ちを喜びあう感動を大切にしたいものです。地方創生が叫ばれ、地方の活性化や人口減少の歯止めが課題となっていますが、その解決に向けたキーワードの一つが「子育て支援」です。

子どもは「地域の宝」です。子育て支援や子どもの健全育成は、地域に暮らす住民の理解と協力を欠くことができません。異年齢集団や高齢者を含む大人との交流が新たな成長の可能性を拓いていきます。また、近年、虐待や犯罪の防止も大きな社会的関心となっており、地域全体で見守る目、気づく目、育てる目を持ち、地域で取り組む子育て支援を推進していきます。

- 施策
- ①子どもが健やかに育つまちづくり
  - ②地域で取り組む子育て支援
  - ③生活課題を抱えた親子の支援体制の強化







市の取り組み

「掛川市子ども・子育て支援事業計画」の理念に基づき、家庭・園・学校・地域・行政・事業者などが協働して、妊娠・出産期からの切れ目のない子育て支援環境づくりを目指します。また、多様な保育ニーズに対応するため、各園での受入体制の整備を進め、安心して子どもを預けることができる環境づくりを行っています。また、子育てをサポートする事業についての周知を図り、気軽に利用できる体制づくりを目指します。

〈子どもが健やかに育つまちづくり〉

重点施策	主管課	事業内容
地域や企業と協働による 子ども支援	こども希望課 こども政策課 保健予防課ほか	増加する保育ニーズに対応するとともに、家庭・地域・園・学校・市・企業などが協働で子どもが豊かな感性と、健康な体に育つため必要な体験ができる場や豊かな自然環境の保全に努めます。

●関連する事業

- 【こども希望課】 児童館運営事業、児童遊園管理・通常保育事業、延長保育事業、障害児保育事業、一時保育促進事業
- 【こども政策課】 子育てコンシェルジュ事業、ゆったり子育て三世同居応援事業、大東大須賀区域認定こども園化
- 【保健予防課】 子育て世代包括支援センター事業、妊娠・出産・子育て期各種健診・相談・家庭訪問・教室・講演会、不妊治療助成事業、未熟児養育医療給付制度、予防接種
- 【地域医療推進課】 福祉教育・f.a.n.地域医療を育む会との協働による出張出前講座
- 【福祉課】 放課後等デイサービス事業
- 【都市政策課】 子育て世代の居住環境支援
- 【社会教育課】 掛川市子ども会連合会への支援、青少年健全育成事業、公民館青少年講座

〈地域で取り組む子育て支援〉

重点施策	主管課	事業内容
地域で育む子育て支援の推進	こども政策課 こども希望課 保健予防課 地域医療推進課 社会教育課	子育てを地域全体で支援していく視点から、地域や企業と協働でワークライフバランスの考え方を普及させます。

●関連する事業

- 【こども政策課】 地域における子育て支援事業、子育てと仕事の両立環境整備事業
- 【こども希望課】 放課後児童健全育成事業、つどいの広場事業、子育てサークル、子育てサロンファミリーサポートセンター事業
- 【保健予防課】 ふくしあ子育て相談
- 【地域医療推進課】 子育てサークル・子育てサロンにおける健康教育・相談
- 【社会教育課】 放課後子ども教室、いきいきワクワククラブ



〈生活課題を抱えた親子の支援体制の強化〉

重点施策	主管課	事業内容
生活課題を抱えた親子の支援体制の強化	こども希望課 保健予防課 福祉課 地域医療推進課	関係部署間の連携、情報共有を密に行い、養育環境、経済状況等、それぞれの家庭で抱えている生活課題に応じた支援を行う。

●関連する事業

【こども希望課】 家庭児童相談室、児童虐待・DV相談 【保健予防課】 養育支援訪問、養育支援検討会

【福祉課】 生活困窮者自立支援事業

【地域医療推進課】 ふくしあ総合相談、訪問等の支援、ケース会議等関係機関との連携



子育てサロン活動  
(和田岡地区福祉協議会)



子育てコンシェルジュ事業



乳幼児対象事業 ちびっこ広場(社協)



おもちゃ図書館(社協)



### 社会福祉協議会の取り組み

「子どもが躍る」においては、安全なあたたかい環境で、子ども達が成長していけるよう支援します。また、さまざまな問題を抱えた家庭を関係機関と連携し、個別に支援するとともに、地域の子育て力を高める支援をしていきます。

#### 〈子どもが健やかに育つまちづくり〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
おもちゃ図書館	障がいの有無にかかわらず、親子でおもちゃ遊びを楽しみ、さまざまな遊びを経験できる場や親子のふれあいの場として、ボランティアの人と共に実施し、療育相談にも対応します。	身体、知的障がい児も気軽に参加できるように開館の仕方、開館場所を検討していきます。 おもちゃ図書館の周知を進め、おもちゃを整備し、ボランティアを増やしていきます。
たけのこ教室	訪問療育を受けている子どもたちの集団療育を実施します。	保健予防課と連携を密にし、保護者へ相談助言しながら子どもたちの健やかな成長を支援していきます。
児童館の管理運営 (指定管理)	乳幼児親子・小・中学生・地域の子育て関係者が集う異世代交流の場として運営し、家庭の子育て支援や地域の子育て支援、児童健全育成に取り組みます。	「子どもの育ちの場」「居場所」「親支援の場」として、地域における子育て支援の拠点を目指します。 地域や関係団体との連携を図りながら、地域に根付いた児童福祉施設としての役割を果たすよう努めます。
移動児童館事業	放課後対策の一環として子どもたちが安心して過ごせる場や遊びを通して異学年交流、地域住民交流を図ります。	地域のボランティアを受入れ、地域とともに開催方法を検討し、充実していきます。
児童交流館の管理運営 (受託事業)	乳幼児親子・小・中学生・地域の子育て関係者が集う異世代交流の場として運営し、家庭の子育て支援や地域の子育て支援、児童健全育成に取り組みます。	「子どもの育ちの場」「居場所」「親支援の場」として、地域における子育て支援の拠点を目指します。 地域や関係団体との連携を図りながら、地域に根付いた児童福祉施設としての役割を果たすよう努めます。
中・高校生と 赤ちゃんのふれあい 交流事業	中学・高校生が赤ちゃん親子とふれあうことで命の大切さや育児や乳幼児への理解を深める場を提供します。	より多くの生徒が、参加できるよう事業内容を検討し、充実していきます。
掛川市子ども会連合会 大東地区会・大須賀 地区会への支援	子ども会連合会の活動を支援します。	地域の子ども会連合会の活動を支援し、児童健全育成を図ります。
遊びと学びの 地域ボランティアの 受入れ・支援	子どもたちと一緒に遊んだり、見守ったりするボランティアを育成支援します。	学校や関係団体、地域への呼びかけを工夫し、ボランティアの開拓を図ります。

〈地域で取り組む子育て支援〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
放課後児童健全育成事業(学童保育所) (受託事業)	保護者が就労等により不在である児童が放課後を安全に過ごす場として学童保育を実施します。	学童の需要・必要性が高まり、指導員の資格要件もうたわれ、役割が大きく変化する中で運営方法等を検討していきます。
放課後等デイサービス事業「かざぐるま」「みなみかぜ」「はるかぜ」	心身障がい児の成長につながる心豊かな余暇活動支援と、保護者の養育負担の軽減を目的とした事業を展開します。	地域福祉を推進する社協だからこそできる事業内容を再度検討し、市と連携して、3施設と調整を行い施設のサービス向上を図ります。 利用児及び保護者の満足度を高めていけるように努めます。
子育てサロン・サークル支援	地域の子育てサロン・サークルの立ち上げを支援し、情報交換会の場を提供します。	サロン・サークルが地域に根差したスムーズな運営ができるよう、情報提供します。 交流館や児童館の活動と連携を図り、活動を市民に広く周知していきます。

〈生活課題を抱えた親子の支援体制の強化〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
(新) 生活困窮者自立支援事業(受託事業)	困窮相談に来所した世帯については、困窮の連鎖を未然に予防できるよう関係機関と連携します。	庁内体制の構築及び必要な事業の開拓を福祉課に協力しながら行います。 社協各係とのケース共有や地域の関係機関と連携による支援に努めます。
子育て、療育相談事業	P43の「3 情報をつなぐ」に記載	



中・高校生と赤ちゃんのふれあい交流事業  
(社協)



下校時見守り活動(城北地区福祉協議会)

 **地域での取り組み**

次世代を担う子どもたちを大切に育てることは、地域に活力を与え、地域の発展につながります。子どもたちがいきいきと育つための支援や、課題を抱えた家庭への支援を地域ぐるみで行いましょう。

**〈子どもが健やかに育つまちづくり〉**

子どもが主体的に活動できる場を設定し、子どもたちの声に耳を傾け、地域の一員としての子どもたちが健やかに育つまちづくりをしていきましょう。

取 り 組 み	活 動 内 容
子どもたちの参加できる 企画づくり	地域で子どもたちが集まれる機会をつくりましょう。 例)子ども向けの体験教室、福祉映画会、親子で参加できる教室 読み聞かせ活動
子どもたちの意見を聞く機会の設定	子ども会議や懇談会などを設定し、子どもたちの意見を地域福祉活動に反映させていきましょう。 例)子ども会議、子どもを含めた地区懇談会
放課後・長期休暇中の 子どもへの支援	放課後や長期休暇中、地域で児童が安心して過ごせるよう意識して見守っていきましょう。 例)放課後子ども教室、安全に過ごせる場所づくり、安全パトロール活動
子ども育成支援協議会との連携	中学校区の子ども育成支援協議会の中で学校と地域が一緒になり、子どもが健やかに育つ地域づくりを行っていきましょう。 例)子ども育成支援協議会事業への協力

**〈地域で取り組む子育て支援〉**

子育てをしている保護者の不安は、子どもたちの心の不安定につながります。安心して子育てができ、地域の子どもは地域で育てる環境を育てましょう。

取 り 組 み	活 動 内 容
学童保育所の受託運営	放課後の児童の健全育成と保護者の就労と子育ての両立を図るため、学童保育所の運営を地域で行えるよう検討していきましょう。 例)学童保育所受託運営
つどいの広場の受託運営	子育て親子の交流の場、子育て相談、子育てに関する情報提供を行う「つどいの広場」を充実しましょう。 例)つどいの広場受託運営
子ども会活動・PTA 活動との連携	子どもが主体となって活動する子ども会活動や、PTA 活動を支援し、地域福祉活動との連携により、ともに活動を盛り上げていきましょう。 例)地域福祉活動との連携 高齢者とのふれあい交流 高齢者へ年賀状・暑中見舞いの送付
子育てサロン・サークルの実施	子育てに不安を抱える若いお母さんたちに、乳幼児の遊びの場を提供し、親子同士、また子育て経験者が出会い自然に情報交換できる居場所としてサロン、サークル活動を広げましょう。 例)子育てサロン、サークルの実施 ボランティアサポート 未就園児保護者の交流の場づくり、子育てアドバイス、情報提供
思春期の子どもをもつ親のための サロンの実施	思春期の子どもたちの保護者が集まり、情報交換のできる場所としてサロンを実施しましょう。 例)保護者が情報交換できる場づくり、親子ふれあい活動

〈生活課題を抱えた親子の支援体制の強化〉

関係機関と連携し、将来に向けて学びたい気持ちをもっている子どもたちのために、できる範囲での支援を検討していきましょう。

取 り 組 み	活 動 内 容
子どもの居場所づくり	関係機関と連携して、空いた時間や経験を活かして、子どもたちの学習や遊びをサポートしていく場づくりについて検討していきましょう。 例) 放課後子ども教室



学童保育所（日坂地区）



父親支援事業 サンデーパパ（社協）



子どもの見守り活動  
（大須賀第二地区福祉協議会）



サロン活動  
（大須賀第三地区福祉委員会）



移動児童館（社協）



子ども会活動への協力  
（千浜東区福祉委員会）